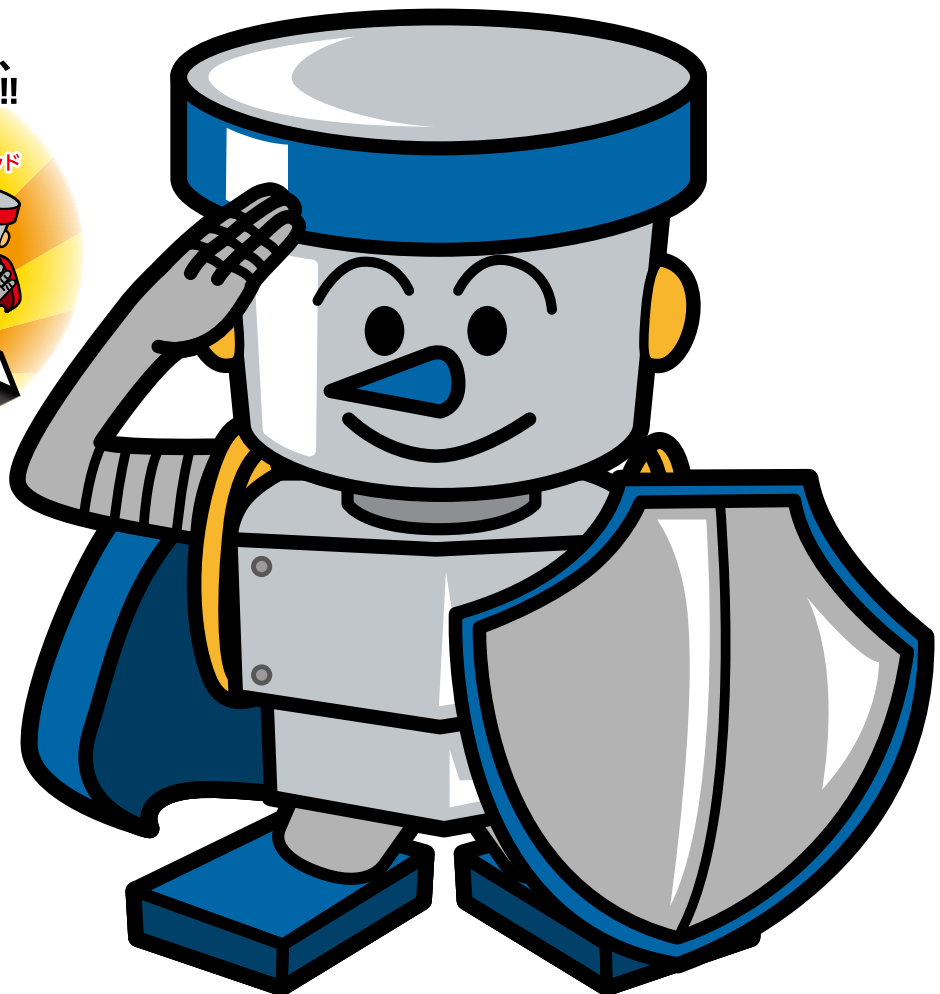


てつのお守り

従業員の皆様とご家族をお守りする
大切な保険のご紹介です



てつのお守りは「日本製鉄グループの福利厚生制度」です。

[契約者]
日本製鉄株式会社

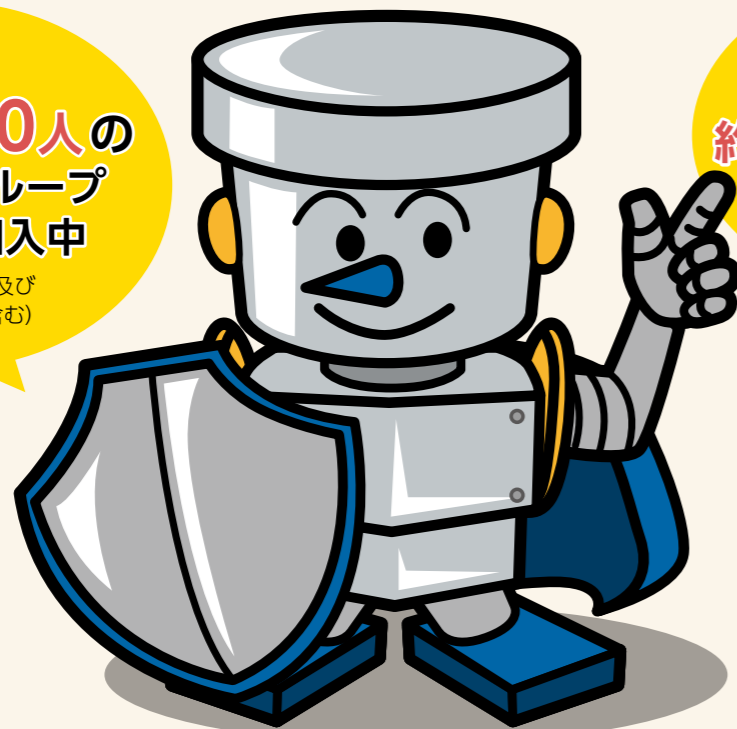
[取扱代理店]
日鉄保険サービス株式会社

てつのお守り ご案内

グループ従業員の皆様がより安心して働けるように
日本製鉄グループ独自の保険制度をご用意しています。

約38,000人の
日本製鉄グループ
従業員が加入中

(従業員の家族及び
退職後継続者含む)



損害保険部分
約34%～約65%
の割引率を適用!

簡単

- 保険料は給与引去!
- 医師の診査は不要で加入手続きは簡単!
- 毎年補償の見直しが可能!

家族で
入れる

相談
できる

選べる

※団体割引30% 大口団体契約割引10%(傷害補償のみ) 過去の損害率による割引:病気・がん・介護25% 収入サポート50% ケガ・日常トラブル5%

保険期間

[団体総合生活保険TM]

2024年1月1日(月)午後4時～2025年1月1日(水)午後4時まで

保険料
払込方法

2024年2月給与より毎月引去

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」
を必ずご確認ください。

本制度は1年更新(自動継続)です

募集パンフレット・申込書類に記載の内容にて更新される場合、ご加入
手続は不要です。新規ご加入または変更を希望される場合、申込書(加入
依頼書)の必要事項をご記入・ご署名(または押印)のうえ、ご提出くだ
さい。または専用のWEBページからお手続きください。

制度保険の内容詳細はWEBサイトでご覧いただけます。



<https://www.nsis-net.com>

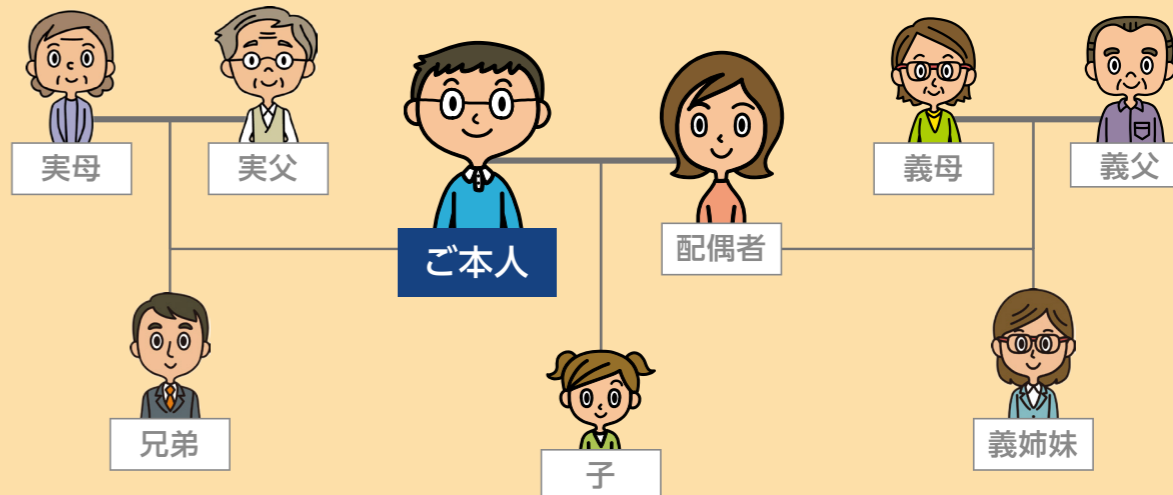
日鉄保険サービス 検索

みんな
で
安心

ご家族のみなさまでご加入いただけます

被保険者(保険の対象者)となる方:日本製鉄グループ団体制度採用会社の従業員およびその家族

従業員と同居・別居を問わず加入OK



従業員と同居の場合のみ加入OK



配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を
備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚約とは異なります。)

①婚姻意思*1を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

※加入条件の詳細はP23をご確認ください。

ご挨拶

日本製鉄グループでは、福利厚生制度の一環として、従来より団体保険制度の利用を推進しております。
“てつのお守り”は、日本製鉄グループの従業員の皆様が長く安心して働けるよう構築された保険制度です。
日本製鉄が契約者となることにより、グループの従業員の皆様が個別に補償(保障)を
備える場合に比し、簡単かつ安く、確かな補償(保障)を確保できるようデザインされて
おります。是非この機会に、ご家庭の“万が一”への備えに団体保険制度を利用されて
はいかがでしょうか。

日本製鉄株式会社 執行役員 人事労政部長 三好 忠満



必ずお読みください

契約の安定的な運用を図るために、ご加入者の保険金請求情報等を契約者(団体)に対して提供することがございます。
また、保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことが
ございます。

介護補償

1. 保険料の改定および更新年齢上限の引き下げ

直近の保険金のお支払実績等を踏まえ、介護補償の保険料を改定します。併せて、更新可能年齢を89歳以下から84歳以下に引き下げいたします。

2. 商品内容の改定

◆健康状態告知書の改定

保険金のお支払実績を踏まえたより適切なアンダーライティング、告知対象疾病の簡素化等の観点から、介護補償の健康状態告知書を改定します。

◆付帯サービス「認知症アシスト」の利用対象拡大

現在は「介護補償(年金払)」にご加入の場合のみ提供している「認知症アシスト」について、「介護補償(一時金)」「介護補償(年金払)」いずれかにご加入いただいている場合に対象といたします。

がん補償

1. 商品内容の改定

◆「患者申出療養特約」の基本補償化

昨年までオプションとしていた「患者申出療養特約」を基本補償に含み、全件付帯いたします。これにより基本補償のタイプ保険料を改定いたします。現在がん補償に加入の方で「患者申出療養特約」を付帯していない場合も、再告知は不要です。

その他の改定

以下の通り、分かりやすさの観点や法改正に合わせて規定の明確化および約款の改定をいたします。

改定内容の詳細はP62をご覧ください。

◆「携行品」「個人賠償責任」に関する改定

- ・約款文言の明確化および保険の対象となる物の改定
- ・免責事由(保険金をお支払いしない場合)の改定

◆「弁護士費用等補償」に関する改定

- ・弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)における「ストーカー行為」「嫌がらせ」の規定改定

◆「収入サポート」「医療補償」「がん補償」に関する改定

- ・「がん」の診断確定に関する規定の明確化

ご加入にあたっては補償のあらまし・重要事項説明書等を必ずご確認ください。

備えるべきリスクと補償ラインアップ

		新規加入年齢	継続加入年齢
病気・ケガへの備え P.11、P.13 突然の病気や不慮の事故によるケガの際の入院・通院・手術等に備える補償です。 医療補償 がん補償 退院後通院補償 傷害補償		医療補償 満70歳以下 傷害補償 制限なし がん補償 満5歳以上 満70歳以下	医療・がん補償 満99歳以下 傷害補償 制限なし
就業不能への備え P.15 病気・ケガ等により長期間働けなくなった場合の毎月の収入を補償します。 収入サポート補償		満15歳以上 満64歳以下	満64歳以下
介護への備え P.17 所定の介護状態となった時に、一時金・年金が受け取れる補償です。 介護補償(一時金) 介護補償(年金払)		介護補償 満5歳以上(一時金) 満70歳以下 介護補償 満40歳以上(年金払) 満70歳以下	満84歳以下
日常トラブルへの備え P.19 賠償や身の回りのトラブルへの補償です。 個人賠償責任補償 携行品補償 借家人賠償責任補償		制限なし	制限なし
ゴルフへの備え P.21 ゴルフ中のケガや用品、ホールインワン達成のお祝い費用等の負担に備える補償です。 ゴルフの補償		制限なし	制限なし
ライフステージごとのおすすめセットプランはこちら!		ライフステージごとのポイント	P.5
病気・ケガ・収入等のリスクをオールインワンで補償!		セットプラン	P.9
ご希望の補償(保障)を自由にカスタマイズ!		フリープラン	各補償(保障)ページをご覧ください

あなたは現在、 どのライフステージ?

1 **入社～独身時代**

単に加入するだけでなく、安心できる金額の加入が大事だね。

P6～

お車購入

2 **結婚したら**

家族を持つって、責任重大!
自分の補償だけでなく、パートナーも
保険制度に加入して安心!

P6～

一生の
パートナーの補償も
しっかり考えましょう!

大切な家族のために、
いざというときの
準備は大切!
いくら必要かきちんと
考えて入ろう。

3 **家族が増えたら**

P7～

住宅購入

4 **こどもの成長とともに**

子どもが部活や習い事で
ケガをしないか心配・・・
家族の医療補償を充実させないと。
両親の介護の補償も考えなきゃ。

P8～

親の介護

5 **こども独立、
夫婦二人で**

夫婦二人になって、
仲良く暮らすためには
万が一の介護の補償も
大事だね。

P8～

お子さまが独立したら、
補償を見直し
介護補償の充実を。

病気のリスクが
高まる世代。
医療の備え、再確認を。

1 入社～独身時代

独身の私たちは特にケガや病気への備えが重要です。
「もしも」のときはいつ起こるか分からないから、これからも継続して加入することが大切です。

独身期間におすすめのプラン「22歳の場合」

補償(保障)内容			男性	女性
医療補償	入院・退院後通院 ^(※1)	5,000円/日	1,050円	1,050円
	手術	40・10・5倍 ^(※2)		
	三大疾病一時金	100万円		
傷害補償	入院一時金	5万円	570円	570円
	後遺障害	200万円		
がん補償	通院	2,000円/日	110円	110円
	診断一時金	50万円		
	患者申出療養	3,000万円		
	がん生活支援	50万円 ^(※3)		
収入サポート補償		5万円		
収入サポート補償		18万円	570円	480円
介護補償	一時金	200万円	10円	10円
個人賠償責任補償		国内:無制限・国外:1億円	300円	300円
合計月額保険料			2,610円	2,520円
加入方法	基本プランに加入			

(※1) 基本補償に放射線治療5万円、総合先進医療1,000万円が含まれます。
 (※2) 重大手術の場合:入院保険金日額の40倍、入院中の場合:入院保険金日額の10倍、
 入院中以外の場合:入院保険金日額の5倍
 (※3) がん生活支援保険金額は1回目0円、2回目以降50万円

2 結婚したら

結婚は大事な補償見直しのタイミングです。配偶者のためにもケガや病気へもしっかり備えましょう。
配偶者と一緒に加入できます。忘れずに加入しておきましょう。

新婚期間におすすめのプラン「27歳の場合」

補償(保障)内容			男性	女性
医療補償	入院・退院後通院 ^(※1)	5,000円/日	1,120円	1,120円
	手術	40・10・5倍 ^(※2)		
	三大疾病一時金	100万円		
傷害補償	入院一時金	5万円	570円	570円
	後遺障害	200万円		
がん補償	通院	2,000円/日	170円	170円
	診断一時金	50万円		
	患者申出療養	3,000万円		
	がん生活支援	50万円 ^(※3)		
収入サポート補償		5万円		
収入サポート補償		18万円	600円	690円
介護補償	一時金	200万円	10円	10円
個人賠償責任補償		国内:無制限・国外:1億円	300円	300円
合計月額保険料			2,770円	2,860円
加入方法	基本プランに加入			

(※1) 基本補償に放射線治療5万円、総合先進医療1,000万円が含まれます。
 (※2) 重大手術の場合:入院保険金日額の40倍、入院中の場合:入院保険金日額の10倍、
 入院中以外の場合:入院保険金日額の5倍
 (※3) がん生活支援保険金額は1回目0円、2回目以降50万円

各補償の詳細はP9～P22をご参照ください。

家族が増えたら



「もしも」のとき、家族の生活費やこどもの教育費などをまかなえるだけの補償が必要です。住宅ローンの返済も重なるため、家計が困らないよう、ケガや病気、介護への備えも見直しておきましょう。

● ご本人の補償(保障) [30歳の場合]

補償(保障)内容			男性	女性
医療補償	入院・退院後通院 ^(※1)	5,000円/日	1,180円	1,180円
	手術	40・10・5倍 ^(※2)		
	三大疾病一時金	100万円		
	入院一時金	5万円		
傷害補償	後遺障害	200万円	570円	570円
	通院	2,000円/日		
がん補償	診断一時金	50万円	300円	300円
	患者申出療養	3,000万円		
	がん生活支援	50万円 ^(※3)		
	抗がん剤治療	5万円		
収入サポート補償		18万円	690円	960円
介護補償	一時金	200万円	20円	20円
個人賠償責任補償		国内:無制限・国外:1億円	300円	300円
合計月額保険料			3,060円	3,330円

加入方法 基本プランに加入

● 配偶者の補償(保障) [28歳の場合/フリープランで加入]

補償(保障)内容			男性	女性
医療補償	入院・退院後通院 ^(※1)	5,000円/日	1,120円	1,120円
	手術	40・10・5倍 ^(※2)		
	三大疾病一時金	100万円		
	入院一時金	5万円		
がん補償	診断一時金	50万円	70円	70円
合計月額保険料			1,190円	1,190円

● お子さまの補償(保障) [3歳の場合/フリープランで加入]

補償(保障)内容			子ども(一人あたり)
医療補償	入院・退院後通院 ^(※1)	3,000円/日	380円
	手術	40・10・5倍 ^(※2)	
傷害補償	後遺障害	200万円	570円
	通院	2,000円/日	
合計月額保険料			950円

(※1) 基本補償に放射線治療5万円(お子さまの補償は3万円)、総合先進医療1,000万円が含まれます。
 (※2) 重大手術の場合:入院保険金日額の40倍、入院中の場合:入院保険金日額の10倍、入院中以外の場合:入院保険金日額の5倍
 (※3) がん生活支援保険金額は1回目0円、2回目以降50万円

こどもの成長とともに



こどもが大きくなってまだまだ家族の生活費や教育費などへの備えが必要です。収入サポート補償や医療補償に十分な補償額で加入し、親の介護のことも備えましょう。

家族成長期間におすすめのプラン [40歳の場合]

補償(保障)内容			男性	女性
医療補償	入院・退院後通院 ^(※1)	10,000円/日	2,390円	2,390円
	手術	40・10・5倍 ^(※2)		
	三大疾病一時金	100万円		
	入院一時金	5万円		
傷害補償	後遺障害	200万円	570円	570円
	通院	2,000円/日		
がん補償	診断一時金	100万円	1,720円	1,720円
	患者申出療養	3,000万円		
	がん生活支援	100万円 ^(※3)		
収入サポート補償		18万円	1,290円	1,950円
介護補償	一時金	300万円	120円	120円
個人賠償責任補償		国内:無制限・国外:1億円	300円	300円
合計月額保険料			6,390円	7,050円

加入方法 充実プランに加入

(※1) 基本補償に放射線治療10万円、総合先進医療1,000万円が含まれます。
 (※2) 重大手術の場合:入院保険金日額の40倍、入院中の場合:入院保険金日額の10倍、入院中以外の場合:入院保険金日額の5倍
 (※3) がん生活支援保険金額は1回目0円、2回目以降100万円

※配偶者、お子さまのおすすめプラン(補償(保障)内容はP7「家族が増えたら」をご参照ください。

親の介護に対する備え
 介護補償
 一時金&年金払
 P.17

こども独立、夫婦二人で



年齢をかさねると、生活習慣病等のリスクも高まります。手厚い医療補償と介護補償で備えておきましょう。こどもが独立したら、定年後の補償について考えましょう。

老後の準備期間におすすめのプラン [55歳の場合]

補償(保障)内容			男性	女性
医療補償	入院・退院後通院 ^(※1)	5,000円/日	3,840円	3,840円
	手術	40・10・5倍 ^(※2)		
	三大疾病一時金	100万円		
	入院一時金	5万円		
傷害補償	後遺障害	200万円	570円	570円
	通院	2,000円/日		
がん補償	診断一時金	50万円	2,490円	2,490円
	患者申出療養	3,000万円		
	がん生活支援	50万円 ^(※3)		
収入サポート補償		18万円	1,170円	1,170円
介護補償	一時金	200万円	190円	190円
個人賠償責任補償		国内:無制限・国外:1億円	300円	300円
合計月額保険料			8,560円	8,560円

加入方法 基本プランに加入

(※1) 基本補償に放射線治療5万円、総合先進医療1,000万円が含まれます。
 (※2) 重大手術の場合:入院保険金日額の40倍、入院中の場合:入院保険金日額の10倍、入院中以外の場合:入院保険金日額の5倍
 (※3) がん生活支援保険金額は1回目0円、2回目以降50万円

在職中に「てつのお守り」に加入した場合、定年退職後も「てつのお守り退職者団体制度」に加入することができます。

親の介護に対する備え
 介護補償
 一時金&年金払
 P.17

セットプラン

病気・ケガ・収入等のリスクをまとめて補償!



月額保険料

被保険者年齢		充実プラン		基本プラン	
		男性	女性	男性	女性
15歳～19歳	2004.1.2～2009.1.1生	3,040円	2,950円	2,450円	2,360円
20歳～24歳	1999.1.2～2004.1.1生	3,300円	3,210円	2,610円	2,520円
25歳～29歳	1994.1.2～1999.1.1生	3,610円	3,700円	2,770円	2,860円
30歳～34歳	1989.1.2～1994.1.1生	4,010円	4,280円	3,060円	3,330円
35歳～39歳	1984.1.2～1989.1.1生	4,870円	5,440円	3,610円	4,180円
40歳～44歳	1979.1.2～1984.1.1生	6,390円	7,050円	4,680円	5,340円
45歳～49歳	1974.1.2～1979.1.1生	8,420円	9,050円	6,080円	6,710円
50歳～54歳	1969.1.2～1974.1.1生	10,460円	10,850円	7,370円	7,760円
55歳～59歳	1964.1.2～1969.1.1生	13,010円	13,010円	8,560円	8,560円
60歳～64歳	1959.1.2～1964.1.1生	20,470円	20,230円	13,400円	13,160円

※ 個人賠償責任補償を外す場合は上記金額から300円差し引いた保険料となります。

保険に加入していない方は、オールインワンのセットプランで安心!!



セットプランの補償内容

はじめてご加入される方におすすめです。
日常生活のリスクに備えられます。

補償内容		充実プラン	基本プラン	
医療補償 47%割引	基本補償	病気ケガで入院したら 1回の入院につき730日限度	10,000円/日	5,000円/日
		重大手術	40万円	20万円
	病気ケガで手術したら	入院中	10万円	5万円
		入院中以外(外来)	5万円	2.5万円
	病気ケガで放射線治療を受けたら(放射線治療保険金)	10万円	5万円	
	病気ケガで先進医療を受けたら(総合先進医療保険金)	技術料と同額	1,000万円限度	1,000万円限度
		一時金	10万円	10万円
病気ケガで入院し、退院後通院したら(退院後通院保険金)	10,000円/日	5,000円/日		
特約	三大疾病・重度傷害一時金(三大疾病のみ) ① がんと診断確定された場合 ② 脳卒中・急性心筋梗塞で入院した場合	100万円	100万円	
	入院一時金	5万円	5万円	
	ケガで後遺障害になったら	200万円	200万円	
傷害補償 40%割引	ケガで通院したら	2,000円/日	2,000円/日	
	基本補償	がん診断一時金	100万円	50万円
患者申出療養		3,000万円	3,000万円	
がん補償 47%割引	特約	がん生活支援 第1回	0円	0円
		第2回以降	100万円	50万円
抗がん剤治療	10万円	5万円		
収入サポート 65%割引	病気やケガで働けなくなったら	18万円(3口)	18万円(3口)	
介護補償 47%割引	要介護状態になったら(一時金)	300万円	200万円	
個人賠償責任補償 34%割引	保険金額	国内:無制限 国外:1億円	国内:無制限 国外:1億円	
		弁護士費用等(人格権侵害等)	300万円	300万円



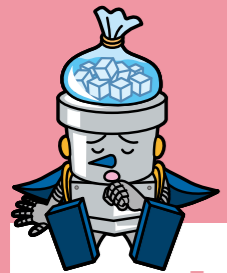
他に加入している保険がある方も、必要な補償だけをカスタマイズすることができます!

補償毎(フリープラン)に加入したい場合は次ページへ

※ 収入サポートの口数を変更したい場合は、各補償毎にご加入ください。

補償のあらし・重要事項説明書等を必ずご確認ください。

● 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合について(P33～) ● 告知・通知義務について(P50～52) 等



突然の病気や不慮の事故によるケガの際の入院・通院・手術等に備える補償です。

病気・ケガの補償 (医療補償)

約**47%**割引

団体割引 30%
損害率による割引 25%
(傷害補償ケガ充実は5%)



医療補償では入院、通院、先進医療のそれぞれにしっかり備えましょう!

入院も通院も先進医療もしっかり補償!

- 1 病気・ケガによる入院(1日目から)・手術・放射線治療を補償します。
- 2 退院後の通院も入院日額と同額*を補償します。
- 3 先進医療を1,000万円まで補償します。

* 医療基本補償の場合

ご存知ですか?入院費や先進医療の負担額

入院1日あたりの自己負担額平均*は

平均 **14,799円**

平均入院日数は**29日!**

14,799円の内訳は?

- 平均的な医療費の自己負担額 5,661円
- 食事代(1日3食) 1,380円
- 差額ベッド代の全国平均(希望されて個室等に入院した場合) 6,258円
- 家族の交通費・食費等にかかる費用 1,500円と仮定

* 入院1日の医療費の自己負担分は、入院患者総数および傷病別の入院患者数の診療報酬点数および平均入院日数をもとに、初月に10日間入院したと仮定した場合の医療費(健康保険の自己負担割合3割)から、高額療養費(所得区分が標準報酬月額28~50万円の場合)を差し引いた金額[医療費5,661円(乳がんは7,889円、大腸がんは6,685円、骨折は4,467円、脳卒中は3,912円)]に、食事代及びその他の自己負担額を加算。実際の自己負担額はケースにより異なります。

厚生労働省 平成29年「患者調査」、令和元年「社会医療診療行為別統計」、令和元年9月「第422回中央社会保険医療協議会・主な選定療養に係る報告状況」に基づき作成。

● 記載の内容は、2021年4月現在の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

肝臓ガンの治療で先進医療(陽子線治療)を受けた場合の費用は

技術料(平均額) **270万円**

* 金額は2019年6月現在の診療報酬公的医療保険制度に基づき算出

「先進医療の技術料」は、**全額自己負担!**

(診察料、投薬料、入院費等は公的医療保険が適用されます。)



補償内容

補償内容		日額10,000円コース	日額5,000円コース	日額3,000円コース	
医療基本補償	病気ケガで入院したら	1回の入院につき730日限度*3	10,000円/日	5,000円/日	3,000円/日
	病気ケガで手術したら	重大手術*1	40万	20万	12万
		入院中	10万	5万	3万
		入院中以外(外来)	5万	2.5万	1.5万
	病気ケガで放射線治療を受けたら(放射線治療保険金)		10万円	5万円	3万円
病気ケガで先進医療*2を受けたら(総合先進医療保険金)	技術料と同額	1,000万円限度	1,000万円限度	1,000万円限度	
	一時金	10万円	10万円	10万円	
+	病気ケガで入院し、退院後通院したら(退院後通院保険金)	10,000円/日	5,000円/日	3,000円/日	
医療特約	三大疾病・重度傷害一時金(三大疾病のみ) ① がんと診断確定された場合 ② 脳卒中・急性心筋梗塞で入院した場合		100万円		
	入院一時金		5万円		
傷害補償ケガ充実	ケガで後遺障害になったら	300万円		200万円	
	ケガで通院したら(傷害補償通院保険金)	3,000円/日		2,000円/日	

*3 1回の入院について、疾病・傷害入院支払限度日数を限度とします。「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。・入院を開始してから退院するまでの継続した入院 ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

月額保険料

被保険者年齢	基本補償			医療特約		傷害補償ケガ充実*4	
	病気・ケガによる入院・退院後通院・先進医療			三大疾病・重度傷害一時金100万円	入院一時金5万円	後遺障害200万円ケガによる通院日額2,000円	後遺障害300万円ケガによる通院日額3,000円
	日額10,000円コース	日額5,000円コース	日額3,000円コース				
0歳~4歳	2019.1.2~	1,130円	600円	380円	150円	160円	
5歳~9歳	2014.1.2~2019.1.1生	960円	510円	330円	150円	160円	
10歳~14歳	2009.1.2~2014.1.1生	920円	490円	320円	150円	160円	
15歳~19歳	2004.1.2~2009.1.1生	1,010円	540円	340円	150円	170円	
20歳~24歳	1999.1.2~2004.1.1生	1,270円	670円	420円	150円	230円	
25歳~29歳	1994.1.2~1999.1.1生	1,350円	710円	440円	150円	260円	
30歳~34歳	1989.1.2~1994.1.1生	1,430円	760円	470円	150円	270円	
35歳~39歳	1984.1.2~1989.1.1生	1,500円	790円	490円	230円	270円	
40歳~44歳	1979.1.2~1984.1.1生	1,730円	910円	570円	370円	290円	
45歳~49歳	1974.1.2~1979.1.1生	2,260円	1,170円	720円	620円	320円	
50歳~54歳	1969.1.2~1974.1.1生	2,760円	1,420円	870円	1,040円	370円	
55歳~59歳	1964.1.2~1969.1.1生	3,800円	1,940円	1,180円	1,450円	450円	
60歳~99歳	1924.1.2~1964.1.1生	6,720円	3,400円	2,060円	2,530円	620円	
				+			
						570円	860円

* 保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日2024年1月1日時点の年齢)によって異なります。

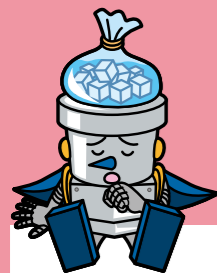
* 保険料は、適用団体割引率に対する所定の被保険者数(保険の対象となる方)が傷害補償と合わせて10,000人以上の金額です。

* 60歳以上の保険料は、前年の60歳以上の被保険者年齢構成に応じた加重平均料率を基に算出され、この料率は、毎年の被保険者データによって見直しがなされますので、保険料が変更となる可能性があります。

*4 約40%割引

補償のあらまし・重要事項説明書等を必ずご確認ください。

- 対象となる重大手術について(*1)(P34)
- 対象となる先進医療について(*2)(P35)
- 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合について(P34~36)
- 告知・通知義務について(P50~52)等

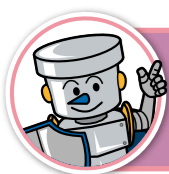


がんと診断確定された場合に、がん治療や生活資金に備えるための補償です。

がんの補償

約**47%**割引

団体割引 30%
損害率による割引 25%



今や2人に1人ががんになる時代です。
充実した補償ラインアップから選んでしっかり備えましょう!

時代に合わせた補償がラインアップ!

- 1 保険始期日(中途加入日)から補償が開始されます。
- 2 再発・転移の場合、何回でも*1お支払いします。
- 3 希望する治療やサービスが受けられるよう
充実したオプションをラインアップしました。
- 4 診断初年度にはがん診断一時金の受取り、
翌年からはがん生活支援で毎年保険金を受け取れる
安心の組み合わせも可能です。

がん離職をなくしたい ~QOL(Quality of Life)の向上、治療を選択できるように~

がん生活支援特約

最長9年間にわたって、毎年保険金をお支払いします。
(所定の治療を受けていない年はお支払いしません。)
がん治療支援サービス利用等がん治療を受けている
方のQOLの確保

外見のケア	帽子 ● 専門メイク ● ウィッグ ● 専門スキンケア
からだのケア	定期的なPET検診 ● サプリメント リンパマッサージ ● 緩和ケア
こころのケア	カウンセリング ● 専門メンタルクリニック ● 精神腫瘍医 ● リラクゼーション
生活のケア	生活相談サービス ● 家事代行サービス ● ベビーシッター ● ペットシッター

がん患者申出療養特約(基本補償)

患者申出療養を受けた場合、技術料を最大3,000万円
まで補償。最先端の治療も選択できます。

■ 現在の日本の医療制度

保険外 併用療養	選定療養 (差額ベッド代等)	評価療養 (先進医療等)	患者申出療養
	全額自己負担	全額自己負担	全額自己負担
保険診療	診療・検査・投薬・入院料等 (健保組合負担部分(7割))		健康保険組合負担
	診療・検査・投薬・入院料等 (自己負担部分(3割))		自己負担

補償内容

補償内容	保険金額 (いずれかをご選択ください)			保険金をお支払いする主な場合		
	50万円	100万円	200万円			
基本補償	がん診断一時金			がんと診断確定*2されたときに保険金(一時金)をお支払いします。なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。*3		
	がん再発転移			がんで所定の治療*4を受けた後、治療を受けたがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治癒や最終の診断確定日からの期間にかかわらず保険金をお支払いします。		
	患者申出療養	3,000万円		がんで患者申出療養*5を受けたときに保険金をお支払いします。		
特約	がん生活支援 保険金額	第1回	0円	0円	0円	てん補期間*6中にがんの治療を直接の目的として毎年所定の治療*4を受けたとき、毎年1回、最大で9年間(9回)にわたり保険金をお支払いします。 ※第1回目はがん診断一時金が支払われるため0円としています。
		第2回 以降	50万円	100万円		
	抗がん剤治療	5万円	10万円		がんで抗がん剤治療*7を受けたときに保険金をお支払いします。	

*2 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

*3 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。

*6 がん診断確定された日から10年後の応当日の前日までの期間をいいます。

*7 抗がん剤治療保険金の支払限度月数は、60か月とします。

月額保険料

診断一時金50万円、100万円の場合、生活支援の第2回以降の保険金額はそれぞれ50万円、100万円、
診断一時金200万円の場合、生活支援の第2回以降の保険金額は100万円となります。

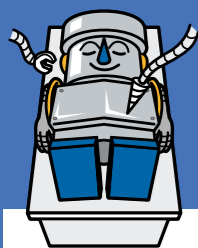
被保険者年齢	基本補償			生活支援		抗がん剤		
	50万円	100万円	200万円	第1回 第2回以降	0円 50万円	第1回 第2回以降	0円 100万円	5万円
5歳~9歳	2014.1.2~2019.1.1生	60円	110円	200円	40円	80円	20円	40円
10歳~14歳	2009.1.2~2014.1.1生	80円	150円	300円	60円	110円	20円	40円
15歳~19歳	2004.1.2~2009.1.1生	70円	120円	230円	40円	80円	30円	60円
20歳~24歳	1999.1.2~2004.1.1生	40円	70円	130円	20円	40円	50円	90円
25歳~29歳	1994.1.2~1999.1.1生	70円	140円	250円	40円	90円	60円	130円
30歳~34歳	1989.1.2~1994.1.1生	110円	210円	410円	90円	170円	100円	190円
35歳~39歳	1984.1.2~1989.1.1生	170円	320円	630円	190円	380円	180円	370円
40歳~44歳	1979.1.2~1984.1.1生	250円	480円	960円	310円	620円	310円	620円
45歳~49歳	1974.1.2~1979.1.1生	360円	710円	1,410円	400円	800円	440円	890円
50歳~54歳	1969.1.2~1974.1.1生	610円	1,200円	2,400円	480円	950円	620円	1,240円
55歳~59歳	1964.1.2~1969.1.1生	980円	1,960円	3,900円	650円	1,300円	860円	1,720円
60歳~64歳	1959.1.2~1964.1.1生	1,440円	2,880円	5,740円	880円	1,760円	1,210円	2,430円
65歳~69歳	1954.1.2~1959.1.1生	1,980円	3,940円	7,870円	1,080円	2,150円	1,580円	3,150円
70歳~74歳	1949.1.2~1954.1.1生	2,530円	5,060円	10,100円	880円	1,750円	2,030円	4,050円
75歳~79歳	1944.1.2~1949.1.1生	3,130円	6,260円	12,500円	1,060円	2,120円	2,290円	4,570円
80歳~84歳	1939.1.2~1944.1.1生	3,690円	7,370円	14,720円	1,240円	2,490円	2,280円	4,560円
85歳~89歳	1934.1.2~1939.1.1生	4,100円	8,200円	16,380円	1,420円	2,840円	1,930円	3,860円
90歳~94歳	1929.1.2~1934.1.1生	4,530円	9,050円	18,080円	1,600円	3,200円	1,690円	3,380円
95歳~99歳	1924.1.2~1929.1.1生	5,090円	10,180円	20,340円	1,780円	3,550円	1,530円	3,060円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日2024年1月1日時点の年齢)によって異なります。

補償のあらまし・重要事項説明書等を必ずご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合について(*1)(P37)
- 所定の治療について(*4)(P37)
- 患者申出療養について(*5)(P37)
- 対象となる抗がん剤治療について(*7)(P37)
- 告知・通知義務について(P50~52)

等



病気・ケガ等により長期間働けなくなった
場合の毎月の収入を補償します。

収入サポート補償 GLTD

従業員本人のみ加入できます。

約**65%**割引

団体割引 30%
経験損害率による
保険料修正率割引 50%



生活費、住宅ローン、子供の教育費、働けなくなってもお金は
そのままかかります。ご家族のためにもしっかり備えましょう！

長期間にわたり幅広いサポートをご提供！

- 1 長期間の補償** 最長60歳の誕生日まで補償します。
(保険期間開始時の年齢が満55歳未満の場合)
- 2 精神障害も補償** 最長5年間補償します。^{*1}
(ただし、アルコール依存、薬物依存等の精神障害は補償の対象となりません)
- 3 病気やケガの発生原因は業務上、業務外を問いません。**
- 4 復職・転職しても就業障害で20%を超える所得損失がある場合、その所得損失率に応じて補償します。**

*1 保険期間開始時の年齢が満55歳以上64歳以下の場合、最長3年間。

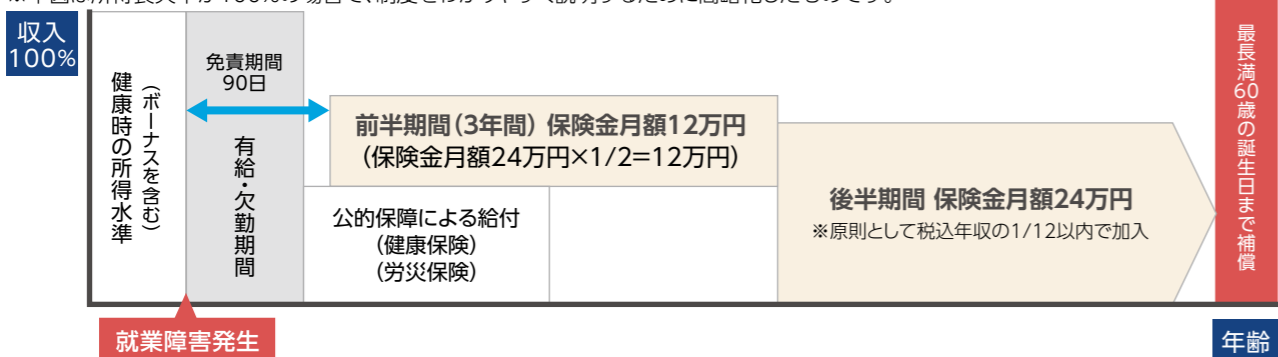
傷病手当金等の給付期間中は補償を薄く、給付終了後は厚く

補償イメージ

※下図はあくまで補償の概要を示したイメージ図です。
健康時の所得水準、保険金額等により、下図の構成が変わりますのでご注意ください。

■ 保険期間開始時の年齢が満55歳未満、加入口数4口(保険金月額24万円)の場合

※本図は所得喪失率が100%の場合で、制度をわかりやすく説明するために簡略化したものです。



※病気休職期間は、勤続年数や傷病の内容によって決まります。

◆ 補償内容

保険金額(月額)	1口あたり6万円 ※てん補期間開始後3年間の保険金月額は50%となります。
てん補期間 (保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間)	保険期間開始時の年齢が満55歳未満の場合:最長60歳の誕生日まで 保険期間開始時の年齢が満55歳以上64歳以下の場合:最長3年間
免責期間(保険金をお支払いしない期間)	90日間
特約	・認知症・メンタル疾患補償特約 ・治療と仕事の両立支援特約 ・天災危険補償特約 ・妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)

◆ 月額保険料 1口(保険金月額6万円)あたりの月額保険料

10口(月額60万円)以下、年収の12分の1の範囲内でお申込ください

被保険者年齢	1口6万円、1~10口、平均月間所得以下	性別	
		男性	女性
15歳~24歳	1999.1.2~2009.1.1生	190円	160円
25歳~29歳	1994.1.2~1999.1.1生	200円	230円
30歳~34歳	1989.1.2~1994.1.1生	230円	320円
35歳~39歳	1984.1.2~1989.1.1生	290円	480円
40歳~44歳	1979.1.2~1984.1.1生	430円	650円
45歳~49歳	1974.1.2~1979.1.1生	600円	810円
50歳~54歳	1969.1.2~1974.1.1生	610円	740円
55歳~59歳	1964.1.2~1969.1.1生	390円	390円
60歳~64歳	1959.1.2~1964.1.1生	680円	600円

※保険料は保険期間開始時(2024年1月1日時点)の満年齢によります。



加入例

30歳男性が4口(保険金月額24万円)に加入の場合

920円/月 で

月々**24万円**の補償!

※てん補期間開始後3年間は月々12万円の補償

! 口数の決定方法

口数は1口以上10口以内でかつ保険金月額が「平均月間所得額^{*2}」以下でお申込みください。

例) 年間所得額480万円(税込)の場合:480万円を12ヶ月で割ると平均40万円(平均月間所得額)となります。40万円が保険金月額の限度額となりますので、1口以上6口以内(保険金月額6万円以上36万円以内)でご加入いただけます。

*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得^{*3}の平均月額をいいます。

*3 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

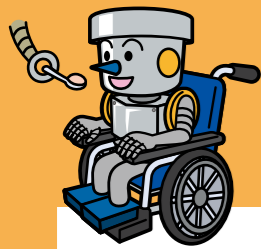
※被保険者(保険の対象となる方)は、日本製鉄グループの役員・従業員で、保険期間開始時の年齢が満15歳以上64歳以下の方に限ります。

※この保険では、加入日から1年以内に就業障害になった場合、新規ご加入日直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害については保険金をお支払いできません。(ただし、新規ご加入時の保険期間開始後1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金お支払いの対象となります。)

補償のあらまし・重要事項説明書等を必ずご確認ください。

● 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合について (P33) ● 告知・通知義務について (P50~52)

等



所定の介護状態となった時に、
一時金・年金が受け取れる補償です。

介護補償

約**47%**割引

団体割引 30%
損害率による割引 25%



平均介護費用は490万円です。
国の介護保険制度があっても自己負担額もかかります。
親も自分もしっかり介護に備えましょう!

ご自身やご家族にも備えられる!

- 1 一時金払補償で突然かかる「**初期費用**」、
年金払補償で長期でかかる「**自己負担額**」に備えられます。
- 2 ご家族も加入できるので**親の介護リスク**にも備えられます。
- 3 ご家族の方が加入される場合、**代理で告知**いただけます。

ご存知ですか?介護にかかる期間と費用

介護期間は
平均**4年7ヶ月**

10年以上も
約**16%**

一時的な自己負担額(平均70万円)に加え、
月々約**7.8万円**の費用が
長期(平均**54.5ヶ月**)にわたり必要です。



【出典】生命保険文化センター「2018年度生命保険に関する実態調査」

介護補償にご加入の方全員が
ご利用いただけます

認知症アシスト

詳細はP28をご覧ください。

◆ 補償内容

独自基準追加型* 【要介護2】以上でお受取り

公的介護保険連動型 【要介護3】以上でお受取り

一時金払介護補償

(300万円コース加入の場合のお支払い例)



介護にかかる一時的な費用

- 手すり・スロープ等のリフォーム費用
- 歩行器 ● 車椅子 ● 介護ベッド ● ポータブルトイレ
- ホーム入居初期費用 など

年金払介護補償

(100万円コース加入の場合のお支払い例)



毎年100万円を最大10年間受取りで1000万円

途中で死亡した場合は保険金のお支払いは終了します。

*公的介護保険制度における介護認定、もしくは医師の診断結果に基づき保険金をお支払いします。

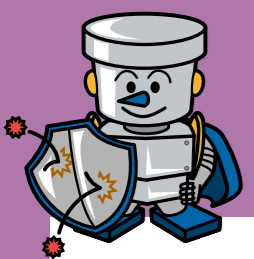
◆ 月額保険料

補償	新規加入 満70歳まで			新規加入 満70歳まで					
	本人介護補償(一時金)			本人介護補償(年金払) てん補期間10年*1					
	独自基準(要介護2)			要介護3					
被保険者年齢	男女同一			男性			女性		
保険金額	100万円	200万円	300万円	30万円	50万円	100万円	30万円	50万円	100万円
5歳～9歳	2014.1.2～2019.1.1生	10円	10円	10円					
10歳～14歳	2009.1.2～2014.1.1生	10円	10円	10円					
15歳～19歳	2004.1.2～2009.1.1生	10円	10円	10円					
20歳～24歳	1999.1.2～2004.1.1生	10円	10円	10円					
25歳～29歳	1994.1.2～1999.1.1生	10円	10円	20円					
30歳～34歳	1989.1.2～1994.1.1生	10円	20円	30円					
35歳～39歳	1984.1.2～1989.1.1生	20円	40円	60円					
40歳～44歳	1979.1.2～1984.1.1生	40円	80円	120円	30円	40円	80円	20円	40円
45歳～49歳	1974.1.2～1979.1.1生	50円	100円	150円	30円	50円	100円	30円	40円
50歳～54歳	1969.1.2～1974.1.1生	70円	130円	200円	40円	70円	140円	40円	60円
55歳～59歳	1964.1.2～1969.1.1生	100円	190円	290円	60円	100円	200円	50円	90円
60歳～64歳	1959.1.2～1964.1.1生	210円	410円	620円	120円	210円	420円	110円	190円
65歳～69歳	1954.1.2～1959.1.1生	430円	860円	1,290円	310円	520円	1,050円	390円	640円
70歳～74歳	1949.1.2～1954.1.1生	940円	1,880円	2,820円	590円	980円	1,970円	880円	1,460円
75歳～79歳	1944.1.2～1949.1.1生	2,160円	4,320円	6,490円	1,350円	2,260円	4,510円	2,050円	3,420円
80歳～84歳	1939.1.2～1944.1.1生	4,090円	8,180円	12,270円	2,370円	3,950円	7,900円	3,720円	6,190円

- 71歳～84歳の方は継続のみ加入可能
- 保険料は、保険始期日2024年1月1日時点の満年齢によります。
- ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- *一時金払介護補償と年金払介護補償は、補償内容・支払い要件も異なるためご注意ください。
- *介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。
- *1 10回目の保険金支払基準日まで
年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日まで)をいいます。

補償のあらまし・重要事項説明書等を必ずご確認ください。

● 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合について(P38～40) ● 告知・通知義務について(P50～52) 等

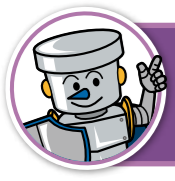


日常で起きた第三者への賠償、身の回りで起きるトラブルに備える補償です。

日常のトラブルへの備え ～賠償責任とその他のリスク～

約**34%**割引

団体割引 30%
損害率による割引 5%



自転車事故などの賠償金は高額になる場合もあります。
個人賠償責任保険で備えましょう!

もしも、自転車事故で加害者になったら・・・

高額賠償事例 **賠償額 9,521万円** (神戸地裁 2013年7月判決)

男子小学生が夜間、自転車で帰宅途中に、歩行中の女性と正面衝突。
女性は頭蓋骨骨折等で意識が戻らず、監督責任を問われた母親に賠償命令。

個人賠償責任

ご本人が加入することで、配偶者、同居のご家族、別居の未婚のお子様も補償されます

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
*1 携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

例えば

- 自転車運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
- 買い物中、誤って商品を壊してしまった。
- レンタルしたスキー用品を誤って壊してしまった。
- 他人から借りた旅行カバンを盗まれた。

弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)

被害事故への備えに、個人賠償責任補償のオプションとして追加できます!!

- 「個人賠償責任補償特約」とセットでご加入いただくことで、加害者となる場合、被害者となる場合の双方のトラブルからお客様を総合的にお守りします。
- ストーカーやいじめ等*2の人格権侵害のトラブルについても補償します。(警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。)
- 事故原因の解決に向けて、弁護士委任をした場合の弁護士費用だけでなく、法律相談した場合の費用も補償します。

例えば

- 自転車に轢かれたが、相手が一切治療費を払ってくれない・・・
- いじめにより子供が不登校になってしまった・・・*2
- SNSやインターネットに噂を書き込まれて誹謗中傷、風評被害を受けている・・・
- 自宅に遊びに来た友人の子供に高額な食器を割られてしまった・・・

*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。



月額保険料

		家族	
		個人賠償責任のみ	個人賠償責任 + 弁護士費用等
保険金額	個人賠償責任	国内:無制限 国外:1億円	国内:無制限 国外:1億円
	弁護士費用等(人格権侵害等)	—	300万円
保険料		150円	300円

※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。

相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください!

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
※借家人賠償責任については、示談交渉サービスはありません。



携行品

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません)、商品・製品や設備・什器等は、補償の対象となりません。

- 例えば**
- 旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。
 - 外出中、ハンドバッグをひったくられた。



月額保険料

保険金額	本人のみ	夫婦	家族
30万円 免責金額(自己負担額):5,000円	110円	140円	170円

借家人賠償責任

※対象住戸の所在地の指定が必要です。

国内における借戸室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
また落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した場合にも保険金をお支払いします。
※示談交渉は東京海上日動では行いません。

- 例えば**
- 失火により借家を焼失させてしまった。
 - 給排水設備の漏水事故で建物内部を水浸しにしてしまい、壁紙を張り替えた。



月額保険料

保険金額	本人のみ
1,000万円	190円

借家人賠償責任にご加入の場合は、傷害補償(ゴルフ中等限定を含む)、収入サポート補償(GLTD)、医療補償、がん補償、介護補償、個人賠償責任(ゴルフ中等限定を含む)、携行品(ゴルフ用品限定を含む)のいずれかにもご加入いただく必要があります。

補償のあらまし・重要事項説明書等を必ずご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合について(P40~42)
- 保険の対象となる方(被保険者)の範囲について(P23・24)
- 告知・通知義務について(P50~52)

ゴルフ中のケガや用品、ホールインワン達成のお祝い費用等の負担に備えます。



ゴルフの補償

約**40%**割引
 団体割引 30%
 損害率による割引 5%
 傷害補償・大口団体契約割引 10%

傷害補償(ゴルフ中等限定)

[ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット]
 国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。



例えば ● スイングした拍子に転んだときのケガ

月額保険料

保険金額	本人のみ
死亡・後遺障害	300万円
入院日額*1	5,000円
通院日額	3,000円
保険料(月額)	30円

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

個人賠償責任(ゴルフ中等限定)

[ゴルフ賠償責任補償特約セット]
 国内外においてゴルフの練習、競技または指導中に、他人(キャディを含みます。)にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*2を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



*2 国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

例えば ● ゴルフで人をケガさせた。
 ● 他人から借りたゴルフクラブを壊してしまった。

*2 携帯電話、ノート型パソコン、スマートフォン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

月額保険料

保険金額	本人のみ
1億円	50円

携行品(ゴルフ用品限定)

[ゴルフ用品補償特約セット]
 国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
 ① ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りです。)
 ② ゴルフクラブの破損、曲損



例えば ● ゴルフ場でクラブを折ってしまった。

月額保険料

保険金額(免責金額なし)	本人のみ		
	10万円	20万円	30万円
保険料(月額)	60円	90円	150円

ホールインワン・アルバトロス費用

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

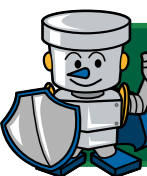
* ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書(同伴競技者と同伴競技者以外の第三者の両方が目撃したことの証明およびゴルフ場の証明または映像等)をご提出いただけます。
 * 上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

例えば ● ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。

ホールインワン・アルバトロス費用にご加入の場合は、傷害補償(ゴルフ中等限定を含む)、収入サポート補償(GLTD)、医療補償、がん補償、介護補償、個人賠償責任(ゴルフ中等限定を含む)、携行品(ゴルフ用品限定を含む)のいずれかにもご加入いただく必要があります。

月額保険料

保険金額	本人のみ	夫婦
20万円	130円	200円
30万円	200円	300円
50万円	340円	500円



ゴルフをする方には全補償の組み合わせがおすすめです!

個人賠償責任 (P19~20)

傷害補償 (ゴルフ中等限定)

携行品 (ゴルフ用品限定)

ホールインワン・アルバトロス費用

P19~20の個人賠償責任は日常のトラブルに加えて、ゴルフ中の賠償責任を負った場合も補償の対象となります。ゴルフ中の賠償責任に限定したい場合のみ、上記「個人賠償責任(ゴルフ中等限定)」にご加入ください。P19~20の「個人賠償責任」と本ページの「個人賠償責任(ゴルフ中等限定)」のいずれにもご加入いただいている場合、補償が重複いたしますので「個人賠償責任(ゴルフ中等限定)」を削除ください。

補償のあらまし・重要事項説明書等を必ずご確認ください。

● 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合について (P43~45) ● 告知・通知義務について (P50~52) 等

旧制度で傷害基本補償にご加入の方

お手続きについてのご案内

〈現在ご加入中の傷害基本補償について〉

新制度に同一プランはございませんが、現在の補償をご継続いただけます。お手続き内容によりご注意ください事項がございますので、ページ下部赤枠内に記載されている①~③の注意事項をご確認ください。

加入依頼書
 以下欄に現在加入のコースと口数が記載されています。

傷害	基本補償		基本補償		交傷	ファミ交
	本人	家族	本人	家族		
交通傷害・ファミリー交傷						

特徴

ご病気による死亡・入院・通院などは対象になりません。

国内外を問わず、日常生活やスポーツ・レジャー等で起こる急激かつ偶然な外来の事故によるさまざまな「ケガ」に対応!

ジョギング中のケガ	交通事故によるケガ	旅行中のケガ	仕事中のケガ	階段から転んでケガ	地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ(天災危険補償特約(傷害用)セット)
-----------	-----------	--------	--------	-----------	---

*ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗など、特に危険な運動中のケガは、補償の対象になりません。

補償内容

保険金額・保険料表

基本補償	各コース1口以上、全コース合わせて15口以下でご継続いただけます。					
	個人コース		夫婦コース		家族コース	
一口あたり	保険金額	月額保険料	保険金額	月額保険料	保険金額	月額保険料
死亡・後遺障害*1	70万円	190円	70万円	360円	70万円	690円
入院日額*2	1,000円		1,000円		1,000円	
通院日額	400円		400円		400円	

*表示されている保険金額・保険料は、全て1口あたりの保険金額・月額保険料となります。
 *1 後遺障害保険金は、第3級以上に相当する後遺障害が生じた場合に限定してお支払いします(後遺障害等級限定補償特約(第3級以上)セット)。
 *2 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

【ご加入時のご注意】

- 現在の補償を継続(更新)する場合
 病気による入院・通院等は補償の対象となりませんのでご注意ください。
- 病気の補償を含む新制度医療補償に切替える場合
 新制度医療補償では基本補償にて「退院後の通院」が補償されます。傷害補償の通院では入院するしないに関わらず補償されますが、医療基本補償では退院後の通院のみの補償となりますのでご注意ください。入院するしないにかかわらずおケガによる通院を補償したい場合は、医療補償オプション「ケガ充実プラン」を併せてご選択ください。
- 現在ご加入中の傷害補償に新制度医療補償を追加される場合
 病気による入院や通院が補償されます。ただし、新制度医療補償では基本補償にて「退院後の通院」が補償されており、傷害補償の通院と補償が重複する場合がありますのでご注意ください。ケガで退院後に通院した場合は医療補償・傷害補償両方より保険金が支払われます。

補償のあらまし・重要事項説明書等を必ずご確認ください。

● 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合について (P48)
 ● 保険の対象となる方(被保険者)の範囲について (P23・24) ● 告知・通知義務について (P50~52) 等

保険の対象となる方(被保険者)

以下記載の要件に当てはまり、加入依頼書等に記名加入された方が保険の対象となる方(被保険者)となります。

「保険の対象となる方(被保険者)」における用語の解説

- (1) 配偶者: 法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、
 a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
 b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- (2) 親 族: 6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- (3) 未 婚: これまでに婚姻歴がないことをいいます。

◎ 収入サポート補償(団体長期障害所得補償)

加入範囲	日本製鉄グループの役員・従業員 ※ご退職されるまで継続可。(退職後は継続できません。)
加入年齢	保険期間開始時の年齢が満15歳以上満64歳以下の方

◎ 医療補償

加入範囲	日本製鉄グループの役員・従業員およびそのご家族(配偶者・子供・両親・兄弟および同居の親族)	
加入年齢	新規	保険期間開始時点で満70歳以下
	継続*	保険期間開始時点で満99歳以下

*旧制度(Dタイプ・360日730日タイプ)にご加入の場合、ご退職されるまで継続可(ただし、満60歳未満で退職された場合は保険期間開始時点で満60歳未満まで継続可)。配偶者・親族の方は満80歳未満までとなります。また、本人が退職された場合は、配偶者・親族の方も補償の対象外となります。

◎ がん補償

加入範囲	日本製鉄グループの役員・従業員およびそのご家族(配偶者・子供・両親・兄弟および同居の親族)	
加入年齢	新規	保険期間開始時点で満5歳以上満70歳以下
	継続	保険期間開始時点で満99歳以下

◎ 介護補償

加入範囲	日本製鉄グループの役員・従業員およびそのご家族(配偶者・子供・両親・兄弟および同居の親族)	
加入年齢	一時払	保険期間開始時点の年齢が、満5歳以上、満70歳以下(更新の場合は満84歳以下)の方。
	年金	保険期間開始時点の年齢が、満40歳以上、満70歳以下(更新の場合は満84歳以下)の方。

◎ その他の補償

傷害補償・個人賠償責任・携行品・ホールインワン・アルパトロス費用・借家人賠償責任・ゴルフプラン	日本製鉄グループの役員・従業員およびそのご家族(配偶者・子供・両親・兄弟および同居の親族)
---	---

旧制度

傷害補償(個人コース)・交通事故傷害補償	日本製鉄グループの役員・従業員およびそのご家族(配偶者・子供・両親・兄弟および同居の親族)
傷害補償(家族・夫婦コース)・ファミリー交通傷害補償	日本製鉄グループの役員・従業員およびその配偶者・子供・両親・兄弟

補償される方の範囲

以下記載の「本人」とは、左記P23の「保険の対象となる方(被保険者)」かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

収入サポート補償・医療補償・傷害補償・がん補償・介護補償・借家人賠償責任・ゴルフ(除、ホールインワン・アルパトロス)の補償	●本人
---	-----

個人賠償責任	●本人 ●本人の配偶者	●本人またはその配偶者の同居の親族 ●本人またはその配偶者の別居の未婚の子
--------	----------------	--

	家族タイプ	夫婦タイプ	本人のみタイプ
携行品	●本人 ●本人の配偶者 ●本人またはその配偶者の同居の親族 ●本人またはその配偶者の別居の未婚の子	●本人 ●本人の配偶者	●本人
ホールインワン・アルパトロス費用	●夫婦タイプ…本人/本人の配偶者 ●本人タイプ…本人		●本人

旧制度

	家族コース	夫婦コース	個人コース
傷害補償	●本人 ●本人の配偶者 ●本人またはその配偶者の同居の親族 ●本人またはその配偶者の別居の未婚の子	●本人 ●本人の配偶者	●本人

医療補償(Dタイプ・360日730日タイプ)・交通事故傷害補償	●本人
---------------------------------	-----

ファミリー交通傷害補償	●本人 ●本人の配偶者	●本人またはその配偶者の同居の親族 ●本人またはその配偶者の別居の未婚の子
-------------	----------------	--

(注) 上記続柄は傷害、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。賠償責任に関する補償において、ご本人が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方を含みます。(未成年者または責任無能力者に関する事故に限りません。)

【よくあるご質問】

Q 個人賠償責任に加入する場合は、本人と配偶者それぞれ加入が必要でしょうか?	
A 本人のみ加入すれば、配偶者も「補償の対象」となります。詳細は上記の「個人賠償責任」欄をご覧ください。	

ご加入内容確認事項

(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合
 - 保険期間
 - 保険の対象となる方
 - 保険金額*1、免責金額(自己負担額)
 - 保険料・保険料払込方法
- *1 収入サポート補償(団体長期障害所得補償)については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

2 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入いただく補償に応じてご確認ください事項】

確認事項	医療補償 がん補償 介護補償	傷害補償	収入サポート 補償 (団体長期障害 所得補償)	左記以外 の補償				
<input type="radio"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	—				
<input type="radio"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。	—	<input type="radio"/>	—	—				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">職種級別Aに該当する方</td> <td>「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方</td> </tr> <tr> <td>職種級別Bに該当する方</td> <td>「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種)</td> </tr> </table>	職種級別Aに該当する方	「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方	職種級別Bに該当する方	「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種)	—	<input type="radio"/>	—	—
職種級別Aに該当する方	「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方							
職種級別Bに該当する方	「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種)							
<p>※交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットしている場合には、確認不要です。</p> <p><input type="radio"/> 保険金額*2は、平均月間所得額*3以下となっていますか？(平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。) なお、保険金額*2の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *2 収入サポート補償(団体長期障害所得補償)については、支払基礎所得額×約定給付率とします。 *3 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。</p>	—	—	<input type="radio"/>	—				
<p>●「健康状態告知が必要な場合のみ」ご確認ください。</p> <p><input type="radio"/> 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ *4 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。</p>	<input type="radio"/> *4	—	<input type="radio"/>	—				

【すべての補償に共通してご確認ください事項】

加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3 重要事項説明書の内容についてご確認ください。特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

収入サポート補償(団体長期障害所得補償)・介護補償・医療補償・がん補償ご加入の皆様へ

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご説明させていただきます。

団体総合生活保険の収入サポート補償(団体長期障害所得補償)・医療補償・介護補償・がん補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

告知書は保険の対象となる方(被保険者) **ご自身がありのままにご記入ください。*1**
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、
保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。団体総合生活保険の介護補償のみに(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときは、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。
*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

お申込み後、保険金請求時等に、
告知内容についてご確認ください。場合によっては、



告知いただく内容例*3は次のとおりです。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご覧ください。

- 入院または手術の有無(予定を含みます)
- 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます)の有無
- 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

*3 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。

(以下のケースも告知が必要です。)

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内に健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」との指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

ご注意ください 告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

- 新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。
- 告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 団体総合生活保険の収入サポート補償(団体長期障害所得補償)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金お支払いの対象となります。



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。
また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1 24時間365日
0120-708-110
*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

- 緊急医療相談** 常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。
- 医療機関案内** 夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。
- 予約制専門医相談** 様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

- がん専用相談窓口** がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。
- 転院・患者移送手配*2** 転院されるととき、民間救急車や航空機特殊乗継手続等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間
いずれも土日祝、年末・年始を除く
●電話介護相談：9:00～17:00
●各種サービス優待紹介：9:00～17:00
0120-428-834

- 電話介護相談** ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。
- インターネット介護情報サービス** 情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。
[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

- 各種サービス優待紹介*2** 「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください)に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間
いずれも土日祝、年末・年始を除く
●法律相談：10:00～18:00
●税務相談：14:00～16:00
●社会保険に関する相談：10:00～18:00
●暮らしの情報提供：10:00～16:00
0120-285-110

- 法律・税務相談** 提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
*弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

- 社会保険に関する相談** 公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
*社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
- 暮らしの情報提供** グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

メンタルヘルスサポート

自動セット

【対象となる補償】 収入サポート補償(団体長期障害所得補償)にご加入いただいた場合



受付時間 9:00～21:00 [日祝を除く]
0120-783-503
メンタルヘルス電話相談

職場や家庭等で起こるさまざまな「こころ」の問題の解決をバックアップします。職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて看護師等にお電話でご相談いただけます。

認知症アシスト

【対象となる補償】 自動セット
介護補償にご加入いただいた場合



脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

検索支援サービス

【緊急連絡ステッカー】 「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします*1。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。

*1 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中またはてん補期間中を通じて1回に限りです。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けた日の翌月末頃発送します。
*2 「緊急連絡ステッカー」と「検索協力支援アプリ」を使って、外出時の万が一の事態(行方不明・事故等)に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。

【検索協力支援アプリ「みまもりあいアプリ」】 「みまもりあいアプリ」は、(一社)セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあいプロジェクト」*2の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方にあらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「検索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。

*2 「緊急連絡ステッカー」と「検索協力支援アプリ」を使って、外出時の万が一の事態(行方不明・事故等)に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。



脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

*本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
*本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
*お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

【対象となる補償】 自動セット
弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

*本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
*職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。
*いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。
*弁護士とのスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】 以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。
・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為
・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

ご注意ください (各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含みます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といえます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接的相談に限りです。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

受付時間
いずれも
土日祝、
年末・年始を除く
●緊急連絡ステッカー：9:00～17:00
●認知症の人と家族の会紹介：9:00～17:00
0120-775-677
●脳の健康度チェック：9:00～17:00
0120-002-531
●認知症介護電話相談：9:00～17:00
0120-801-276

脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング(「脳を鍛えるトレーニング」)をご利用いただけます。監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング「脳を鍛えるトレーニング」
[ホームページアドレス]
https://tmnf-brain-training.jp



監修：川島隆太氏
左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザー登録を行っていただきご利用ください。

*本トレーニングは医療行為を行うものではありません。
*本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
*お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*3」をご利用いただくことも可能です。

*3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会*4」をご紹介します。*5

*4 認知症とともに生きることをの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。
*5 年会費については、お客様にご負担いただきます。

受付時間
いずれも
土日祝、
年末・年始を除く
●いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス：
10:00～18:00
0120-300-575
●痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス：
7:30～9:30/17:00～22:00
0120-106-670

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。
*いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

交通事故傷害補償・ ファミリー交通傷害補償 (継続のみ)

！ ご注意
〈交通事故のみの補償です!〉

交通事故傷害補償、ファミリー交通傷害補償については、新規加入や増額のお申し込みはお受けできません。

必ずお読みください

個人賠償責任についての重要なお知らせ

2017年度より個人賠償責任の補償額が「国内無制限、国外1億円」となりました。

自動車保険や火災保険などで同様に個人賠償責任特約をセットされている場合は補償が重複することがあります。十分にご確認くださいの上、特約のセットをご確認ください。(詳細は本パンフレットのP19をご覧ください。)

国内外補償 交通傷害

交通事故等によるケガを補償します。

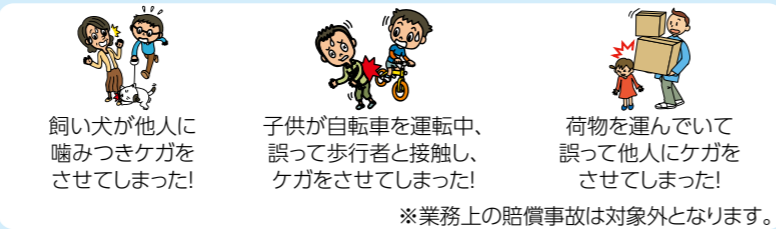


※補償の対象となる「交通事故等」 ●運行中の交通乗用具(自動車、自転車、電車、バス、航空機、船舶など)との衝突、接触などの交通事故 ●運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故 ●乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの駅構内における事故 ●作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ●交通乗用具の火災による事故 等

国内外補償 賠償責任

(示談交渉サービス付帯^(注))

日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)^{*1}を国内外で壊したり盗まれたとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



※業務上の賠償事故は対象外となります。

(注) 示談交渉サービスは、国内の事故に限定されます。

*1 携帯電話、ノート型パソコン、スマートフォン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える者等は、受託品に含みません。

交通事故のみ補償プラン

	口数	保険金額			個人賠償責任なし 月額保険料	月額保険料	
		死亡・後遺障害 ^{*1}	入院日額 ^{*2}	通院日額			
ファミリー交通傷害	本人 配偶者 親族	1口	800万円	6,000円	4,000円	※1口のみ 国内:無制限 国外:1億円 (1事故限度額)	1,330円
		2口	1,600万円	12,000円	8,000円		
交通事故傷	本人 配偶者 親族	1口	1,000万円	7,500円	5,000円		720円
		2口	2,000万円	15,000円	10,000円		1,440円

*1 後遺障害保険金は、第3級以上に相当する後遺障害が生じた場合に限定してお支払します(後遺障害等級限定補償特約(第3級以上)セット)

*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

補償される方の範囲

補償される方の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。詳細はP23をご確認ください。

	交通事故傷害補償	ファミリー交通傷害補償 ・個人賠償責任
	本人型	家族型
1 ご本人 ^{*1}	○	○
2 ご本人 ^{*1} の配偶者	—	○
3 ご本人 ^{*1} またはその配偶者の同居のご親族	—	○
4 ご本人 ^{*1} またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人^{*1}が未成年者または左表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。「保険の対象となる方(被保険者)」については、P23をご確認ください。

団体総合生活保険 補償の概要等

● 傷害補償 (交通事故傷害補償・ファミリー交通傷害補償)

「交通事故等」^{*1}により、保険の対象となる方がケガ^{*2}をした場合に保険金をお支払します。[交通事故傷害危険のみ補償特約・後遺障害等級限定補償(第3級以上)特約セット]

*1 交通事故等とは以下のものをいいます。

●運行中の交通乗用具^{*3}との衝突、接触等の交通事故 ●運行中の交通乗用具^{*3}に搭乗している間の事故 ●乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの駅構内における事故 ●作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ●交通乗用具^{*3}の火災による事故 等

*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*3 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます(身体障害者用の車いすも含みます。)。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払します。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡 保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払します。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払します。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ
後遺障害 保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の78%~100%をお支払します。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ ・職務として荷物等の積込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ等
入院 保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払します。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
手術 保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術 ^{*1} または先進医療 ^{*2} に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払します。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りします。 ^{*3} *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りします)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払します。	
通院 保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払します。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により約款所定の部位にギプス等 ^{*1} を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ●日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●電車等 ^{*1} を運行不能にさせた場合 ●国内で受託した財物(受託品) ^{*2} を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払します。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物等	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任 ^{*1})によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物 ^{*2} の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両 ^{*3} または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ●受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ●自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ●受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ●受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ●受託品の電氣的または機械的故障 ●受託品の置き忘れまたは紛失 ^{*4} ●詐欺または横領 ●風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ●受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊等

医療補償Dタイプ(継続のみ)

医療補償Dタイプについては、新規加入や増額のお申し込みはお受けできません。

重要

2021年1月始期より、公平性・安定性の高い制度運用を図るため、保険の対象となる方(被保険者)の年齢に応じた保険料算定方式を導入いたしました。*一部の方は前年度に比べ保険料が上がります。必ず保険料表をご確認ください。

*従来は全被保険者(補償の対象となる方)の平均年齢をもとに保険料を算出

◆新規加入又はDタイプの補償内容を変更される場合は、P.11・12の補償タイプでのお引き受けとなります。(Dタイプに加入したまま、P.11・12の補償タイプの追加はできません。また、補償内容変更時は告知が必要となります。)

● 補償内容(保険金額)

タイプ	加入口数	支払限度 日数	免責 日数	疾病・傷害入院 保険金額(1口)	月額保険料(1口)
D	1口~8口	730日	0日	1,500円	日鉄保険サービスのホームページに掲載されているパンフレット内のDタイプ保険料表をご覧ください

被保険者の範囲

[更新年齢*1の上限]

- 本人・・・ご退職されるまで
 - 配偶者・親族・・・満80歳未満
- ※本人が退職された場合でも満60歳まで継続可能
本人が退職された場合は、配偶者・親族の方も補償の対象外となります。

*1 保険期間開始時点(2024年1月1日)の満年齢をいいます。

● 医療補償(旧制度Dタイプ 入院のみ)

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院された場合(介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約		
疾病入院 保険金	<p>病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合</p> <p>▶ 疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数-疾病入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度(疾病入院免責日数*1は含みません。)とします。</p> <p>※ 疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をさせても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p> <p>*2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの <p>この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3</p>
傷害入院 保険金	<p>ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が傷害入院免責日数*1を超えた場合</p> <p>▶ 傷害入院保険金日額に入院した日数(入院日数-傷害入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、1回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数*2を限度(傷害入院免責日数*1は含みません。)とします。</p> <p>※ 傷害入院保険金が支払われる入院中、さらに別のケガをさせても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p> <p>*2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p>	<p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ばず影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象となります。</p> <p>*3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。</p>

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

医療補償360日730日タイプ

医療補償360日730日タイプについては、新規加入や増額のお申し込みはお受けできません。

重要

2021年1月始期より、公平性・安定性の高い制度運用を図るため、保険の対象となる方(被保険者)の年齢に応じた保険料算定方式を導入いたしました。*一部の方は前年度に比べ保険料が上がります。必ず保険料表をご確認ください。

*従来は全被保険者(補償の対象となる方)の平均年齢をもとに保険料を算出




被保険者の範囲

[更新年齢*1の上限]



- 本人・・・ご退職されるまで
 - 配偶者・親族・・・満80歳未満
- ※本人が退職された場合でも満60歳まで継続可能
本人が退職された場合は、配偶者・親族の方も補償の対象外となります。

*1 保険期間開始時点(2024年1月1日)の満年齢をいいます。

● 補償内容(保険金額) ※病気のみ補償。ケガの補償をご希望の方は傷害補償P11・12をご参照ください。

基本補償		1口あたり(3口以上10口以下でご加入いただけます)	
<p>疾病入院保険金</p>  <p>病気入院された場合 (1回の入院について360日または730日を限度とします。)</p>	<p>疾病手術保険金</p>  <p>病気で手術された場合</p> <p>(傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。)</p>	<p>放射線治療保険金</p> <p>病気やケガで放射線治療を受けられた場合</p> <p>(血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。)</p>	<p>総合先進医療保険金</p>  <p>病気やケガで先進医療*2を受けられた場合</p> <p>医療機関への直接払サービス有</p>
1日 1,000円	<p>重大手術*1</p> <p>4万円</p> <p>入院中 1万円</p> <p>入院中以外 5千円</p>	10,000円	<p>300万円</p> <p>(口数に関わらず300万円まで)</p> <p>総合先進医療一時金 10万円</p> <p>(口数に関わらず)</p>

オプション

疾病退院後通院保険金	三大疾病・重度傷害一時金(三大疾病のみ)
 <p>退院日の翌日から180日以内に通院された場合 (1回の入院後の通院につき90日限度)</p>	 <p>がん診断確定されたとき、または急性心筋梗塞、脳卒中で入院された場合</p>
1口あたり 1日 1,000円	一時金 100万円
1口以上10口以下でご加入いただけます。ただし、基本補償の口数が上限となります。	ご加入は1口のみとなります。

保険料は日鉄保険サービスのホームページに掲載されているパンフレット内に「医療補償360日730日タイプ保険料表」をご用意しておりますのでご覧ください。

- *1 対象となる重大手術については「補償のあらましP47」をご確認ください。
- *2 対象となる先進医療については「補償のあらましP46・47」をご確認ください。
- ※ 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については「補償のあらましP46・47」をご確認ください。
- ※ 60歳以上の保険料は前年の60歳以上の加入者年齢構成に応じた加重平均料率を基に算出され、この料率は毎年60歳以上の加入者データによって見直しがなされますので、保険料が変更となる可能性があります。
- ※ 保険料は適用団体割引率に対する所定の被保険者数(保険の対象となる方)が傷害補償と合わせて10,000人以上の金額です。

補償のあらまし

団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

◎ 収入サポート補償 (団体長期障害所得補償)

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約 + 天災危険補償特約 + 認知症・メンタル疾患補償特約 + 治療と仕事の両立支援特約 (三大疾病用) + 妊娠に伴う身体障害補償特約 (D)	病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合 ▶就業障害期間*2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。 $\text{支払保険金} = \text{支払基礎所得額}^*3 \times \text{所得喪失率}^*4 \times \text{約定給付率} (100\%)$	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 (その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害 (妊娠に伴う身体障害補償特約をセットされる場合は、お支払いの対象になります。) ・妊娠または出産による就業障害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害 (認知症・メンタル疾患補償特約 (精神障害補償特約 (D))) をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害でん補期間*2を限度にお支払いの対象になります。) ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約 (初年度契約といえます。) の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*3*4
	ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*5を超える場合には、平均月間所得額*5を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。 *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。 *2 「てん補期間*6内の就業障害の日数」をいいます (お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。) *3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。 *4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 (その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害 (妊娠に伴う身体障害補償特約をセットされる場合は、お支払いの対象になります。) ・妊娠または出産による就業障害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害 (認知症・メンタル疾患補償特約 (精神障害補償特約 (D))) をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害でん補期間*2を限度にお支払いの対象になります。) ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約 (初年度契約といえます。) の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*3*4
	$\text{所得喪失率} = 1 - \frac{\text{免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*7}}{\text{免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*8の額}}$	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 (その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害 (妊娠に伴う身体障害補償特約をセットされる場合は、お支払いの対象になります。) ・妊娠または出産による就業障害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害 (認知症・メンタル疾患補償特約 (精神障害補償特約 (D))) をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害でん補期間*2を限度にお支払いの対象になります。) ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約 (初年度契約といえます。) の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*3*4
	ただし、所得*8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。 *5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*8の平均月額をいいます。 *6 同一の病気やケガによる就業障害*9に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間 (免責期間*1終了日の翌日からの期間) のことをいいます。 *7 免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*8の額をいい、免責期間*1の終了した月から1か月単位で計算します。 *8 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ (医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。) によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 (その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害 (妊娠に伴う身体障害補償特約をセットされる場合は、お支払いの対象になります。) ・妊娠または出産による就業障害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害 (認知症・メンタル疾患補償特約 (精神障害補償特約 (D))) をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害でん補期間*2を限度にお支払いの対象になります。) ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約 (初年度契約といえます。) の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*3*4

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます (就業障害の定義：定義C)。

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態*2。 ① その病気やケガのために、入院していること。 ② その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること。 ③ その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること。 *1 免責期間については、上記本文 (保険金をお支払いする主な場合欄) 内の「*1」をご確認ください。 *2 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務 (軽作業や事務作業等) も全くできない状態です。	病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*2か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*3が20%超である状態。 ① その病気やケガのために、入院していること。 ② その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③ その病気やケガによる後遺障害が残っていること。 *1 てん補期間については、上記本文 (保険金をお支払いする主な場合欄) 内の「*6」をご確認ください。 *2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。 *3 所得喪失率については、上記本文 (保険金をお支払いする主な場合欄) 内の「*4」をご確認ください。

免責期間中の「就業障害」について、三大疾病 (がん・急性心筋梗塞・脳卒中) による就業障害の場合は、以下の状態をいいます。

三大疾病に伴うP33最下部表内の①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*1か、または一部従事することができない状態。
 *1 てん補期間開始後については、全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。

◎ 医療補償

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等 (介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。) に保険金をお支払いします。

この補償については死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金 病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶ 疾病入院保険金日額に入院した日数 (入院日数 - 疾病入院免責日数*1) を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度 (疾病入院免責日数*1は含まれません。) とします。 ※ 疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ (その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約 (初年度契約といえます。) の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3
	疾病手術保険金 病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶ 以下の金額をお支払いします。 ① 重大手術 (詳細は欄外ご参照): 疾病入院保険金日額の40倍 ② ①以外の入院中の手術: 疾病入院保険金日額の10倍 ③ ①および②以外の手術: 疾病入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術 (皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ (その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約 (初年度契約といえます。) の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3
	放射線治療保険金 病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合 ▶ 疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ (その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約 (初年度契約といえます。) の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3
	傷害入院保険金 ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が傷害入院免責日数*1を超えた場合 ▶ 傷害入院保険金日額に入院した日数 (入院日数 - 傷害入院免責日数*1) を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数*2を限度 (傷害入院免責日数*1は含まれません。) とします。 ※ 傷害入院保険金が支払われる入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ (その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約 (初年度契約といえます。) の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
 ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ (医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。) によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます (「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。)

- ① がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ② 脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ③ 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④ 日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
保険金後特約	<p>保険期間中に疾病入院保険金または傷害入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気やケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入院の原因となった病気やケガの治療のための通院(往診を含みます。)であること ●退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること <p>▶退院後通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。</p> <p>※疾病入院保険金または傷害入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気やケガのために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。</p>	(「医療補償基本特約」と同じ)
総合先進医療特約	<p>病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合(保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。)</p> <p>▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。</p> <p>*1「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)</p> <p>なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)</p> <p>*2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 <p>*3 次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療 	
	総合先進医療一時金	<p>病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合</p> <p>▶10万円をお支払いします。ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限ります。</p>
入院一時金	<p>病気やケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が入院一時金免責日数*1を超えた場合</p> <p>▶入院一時金額をお支払いします。ただし、1回の入院について、1回限りとします。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p>	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】

「総合先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療*1について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払うこともできます。)

*1「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。

*2「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
- ・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
三大疾病・重度傷害一時金特約	<p>以下のような状態となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保険期間中に悪性新生物(がん)*1と診断確定された場合 ②急性心筋梗塞を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ③脳卒中を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 <p>▶三大疾病・重度傷害一時金額をお支払いします。</p> <p>*1 補償対象となる「悪性新生物(がん)」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。</p> </div> <p>【ご注意】悪性新生物(がん)と診断確定された場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。</p> <p>※同一の事故により複数の保険金支払事由に該当した場合は、いずれか1つの保険金として支払うものとし、重複してはお支払いできません。</p> <p>※この特約のいずれか1つの保険金をお支払いした場合には、同一保険期間中に上記①～③のいずれかの状態に該当したときでも保険金はお支払いできません。</p> <p>※継続契約において、保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内は、同一の保険金支払事由に該当しても保険金はお支払いできません。</p> <p>※「三大疾病のみ補償特約(三大疾病・重度傷害一時金用)」がセットされています。</p>	(「医療補償基本特約」と同じ)
	<p>※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院 ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院 	

● 傷害補償

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。(「死亡保険金不担保特約」「天災危険補償特約」セット)

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	<p>後遺障害保険金</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶後遺障害の程度に応じて後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p> <p>※1事故について後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
	<p>通院保険金</p> <p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合</p> <p>▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により約款所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。</p> <p>*1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ <p style="text-align: right;">等</p>

●がん補償

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にかん診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ●初めてがん診断確定された場合 ●この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ●原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん再発転移補償特約	がんが認められない状態となったか否かや最終の診断確定日からの経過期間にかかわらず、がん診断確定され、以下の治療を受けた場合で、治療を受けたがんが保険期間中に再発または転移*1したと診断確定されたとき ●手術 ●放射線治療 ●抗がん剤治療 ●造血幹細胞移植 ▶がん再発転移保険金額をお支払いします。 ただし、がん再発転移保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。 *1 他の臓器に転移した場合に限りです。なお、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。
	がん患者申出療養特約	がん診断確定され、その治療のため、保険期間中に患者申出療養*1を受けられた場合 ▶患者申出療養*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん患者申出療養保険金額を限度とします。 *1 「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、厚生労働大臣が定める患者申出療養(患者申出療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限り、をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は患者申出療養とはみなされません(保険期間中に対象となる患者申出療養は変動する可能性があります。) *2 次の費用等、患者申出療養にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療
がん生活支援特約	【第1回がん生活支援保険金】	保険期間中にがん診断確定された場合 ▶第1回がん生活支援保険金額をお支払いします。 【第2回以後がん生活支援保険金】 てん補期間*1中に、がんの治療を直接の目的として毎年以下の治療を受けた場合 ●手術 ●放射線治療 ●抗がん剤治療 ●造血幹細胞移植 ▶第2回以後がん生活支援保険金額をお支払いします。 ただし、保険金支払基準日*2から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けなかった場合は、保険金をお支払いしません。その翌年度以降の保険金支払基準日*2から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けた場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。 *1 第1回がん生活支援保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年後の応当日(10回目の保険金支払基準日*2)の前日までをいいます。 *2 1回目は最初に保険金を支払うべき日と診断確定された日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。
	抗がん剤治療補償特約	保険期間中に抗がん剤治療*1を開始した場合 ▶抗がん剤治療*1をした日の属する各月*2について抗がん剤治療*1を開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。 ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。 ※抗がん剤治療*1をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療*1をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療*1をされた場合は、新たに抗がん剤治療*1を開始したものと取り扱います。 *1 以下の条件のすべてを満たす入院または通院をいいます。 ●診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること ●公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤*3にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること *2 抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療*1をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。 *3 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*4で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。 *4 医薬品の種類によっては、お支払いの対象とならない場合があります。

●介護補償

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

公的介護保険制度とは

介護補償(年金払介護)、介護補償(一時金払介護)共通

【公的介護保険制度の概要】

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

【公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件】

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態(寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ●要支援状態(日常生活に支援が必要な状態)

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

【公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について】

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

[独自基準追加型(要介護2)]

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約 + 公的介護保険制度運動補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約 + 所定の要介護状態(要介護2用)の追加補償特約	<p>歩行 壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。</p> <p>寝返り ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。</p> <p>入浴 洗身 次のア。またはイ。のいずれかに該当する状態 ア。車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態(次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。) (ア) 他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは量からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ) 自分では入浴時の洗身(浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません)を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ。介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身(スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと)ができない。</p> <p>排せつ等日常生活上の一部の行為 次のア。からウ。のいずれにも該当する状態 ア。自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のごつれた部分を拭く行為またはトイレ内でのごつれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のごつれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む) イ。歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ。洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。</p> <p>②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。 ・衣類の着脱の際に、(1) ボタンのかけはずし、(2) 上衣の着脱、(3) スポンまたはパンツ等の着脱、(4) 靴下の着脱について、次のア。またはイ。のいずれかに該当する状態であること。 ア。2つ以上の行為についてできない状態 イ。できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態 ・認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、(1)から(21)までの項目については、少なくとも1か月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。 (1) ひどい物忘れがある。 (2) まわりのことに関心を示さないことがある。 (3) 物を盗られた等と被害的になることがある。 (4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。 (5) 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。 (6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。 (7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。 (8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。 (9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。 (10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。 (11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。 (12) 目的もなく動き回ることがある。 (13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。 ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約をいいます。)(の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3)等</p> <p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払い対象となります。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象となることがあります。</p>

● 介護補償(年金払介護)

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合に、最初に要介護状態*1となったその日から毎年1回、その日を含めて最大10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態*1の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約 + 年金払介護補償特約	<p>[第1回年金払介護補償保険金] 保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合 ▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。 [第2回以後年金払介護補償保険金] 既に第1回年金払介護補償保険金支払われた場合で、てん補期間*1中の保険金支払基準日*2ごとに、保険の対象となる方が要介護状態*3に該当しているとき ▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。 ※てん補期間*1中の保険金支払基準日*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間*1中の保険金支払基準日*2に、再度要介護状態*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。 (例) 最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いをしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。) 上記にかかわらず、保険の対象となる方がてん補期間*1中に死亡した後の保険金支払基準日*2においては、保険金をお支払いしません。 *1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日*2まで)をいいます。 *2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。 *3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約をいいます。)(の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3)等</p> <p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態*4については、保険金のお支払い対象となりません。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象となることがあります。 *4 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。</p>

※保険期間の開始時に公的介護保険制度の改正が行われた場合には、その制度の改正の内容または程度等に応じ、この保険契約の保険期間の開始時点において有効な公的介護保険制度に基づく要介護3以上に相当すると認められる状態を要介護状態とみなします。

● 賠償責任に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ●日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●電車等*1を運行不能にさせた場合 ●国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ●受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ●自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ●受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ●受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ●受託品の電氣的または機械的的事故 ●受託品の置き忘れまたは紛失*4 ●詐欺または横領 ●風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ●受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊</p>

補償のあらまし(ゴルファー用)

団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

保険期間：1年

● 傷害補償

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導*1に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

- *1 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
- *2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約 + ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約	死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ● 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ● 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ● 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ● 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ● 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ● 外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ● 自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ● むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ● ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ● オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ● パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ
	後遺障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ● 後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶ 入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
	手術保険金	<ul style="list-style-type: none"> ● 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶ 入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。
	通院保険金	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶ 通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により約款所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。

● 賠償責任に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約 + ゴルフ賠償責任補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ● ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に他人(キャディを含みます。)にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合 ● ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に、国内で受託した財物(受託品)*3を壊したり盗まれた場合 ▶ 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 ケイマンゴルフ、ターゲットパードゴルフまたはパターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。 *2 ゴルフ*1の練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。 *3 以下のものは受託品には含まれません。自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 	<ul style="list-style-type: none"> ● ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ● 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ● 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ● 第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ● 保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*1の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ● 航空機、船舶、車両*2または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ● 以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ● 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ● 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ● 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ● 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ● 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ● 受託品の電氣的または機械的事故 ● 受託品の置き忘れまたは紛失*3 ● 詐欺または横領 ● 風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ● 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊
		<ul style="list-style-type: none"> *1 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *2 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *3 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
		等

● 財産に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約 + ゴルフ用品補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内外において、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合 ● ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りです。) ● ゴルフクラブの破損、曲損*1 ▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限りです。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ● 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ● 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ● 無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ● 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ● 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ● 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ● 保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ● 保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ● 電氣的または機械的事故に起因する損害 ● 保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ● 詐欺または横領に起因する損害 ● 風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ● ゴルフボールのみの盗難による損害
		<ul style="list-style-type: none"> *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

●費用に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	<p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス) ①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者*1 ●記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス <p>▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。</p> <p>※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。</p> <p>既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのものご提出が必要となります。</p> <p>*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ●パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ

補償のあらまし(旧制度)

●医療補償(旧制度 360日・730日タイプ)

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	<p>病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合</p> <p>▶疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数-疾病入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度(疾病入院免責日数*1は含みません。)とします。</p> <p>※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p> <p>*2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ●無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ●精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ●アルコール依存および薬物依存 ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの <p>この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3</p>
	<p>病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合</p> <p>▶以下の金額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 重大手術(詳細は欄外ご参照): 疾病入院保険金日額の40倍 ② ①以外の入院中の手術: 疾病入院保険金日額の10倍 ③ ①および②以外の手術: 疾病入院保険金日額の5倍 <p>*1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>*2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>	
	<p>病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合</p> <p>▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。</p> <p>*1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。</p>	
<p>傷害不担保特約</p> <p>退院後+特約</p> <p>保険期間中に疾病入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入院の原因となった病気の治療のための通院(往診を含みます。)であること ●退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること <p>▶退院後通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。</p> <p>※疾病入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気のために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※ケガによる入院後の通院は保険金のお支払対象となりません。</p>		
総合先進医療特約	<p>病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合(保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。)</p> <p>▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。</p> <p>ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。</p> <p>*1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。</p> <p>なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)</p> <p>*2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 <p>*3 次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療 	<ul style="list-style-type: none"> *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払い対象となります。 *3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。
	<p>総合先進医療一時金</p> <p>病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合</p> <p>▶10万円をお支払いします。</p> <p>ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限ります。</p>	

● 傷害補償 (旧制度)

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。[天災危険補償特約(傷害用)][後遺障害等級限定補償特約(第3級以上)]セット

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
三大疾病・重度傷害一時金特約	<p>病気によって以下のような状態となった場合</p> <p>①保険期間中に悪性新生物(がん)*1と診断確定された場合</p> <p>②急性心筋梗塞を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合</p> <p>③脳卒中を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合</p> <p>▶三大疾病・重度傷害一時金額をお支払いします。</p> <p>*1 補償対象となる「悪性新生物(がん)」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。</p> <p>悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要CD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。</p> <p>なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。</p>	(「医療補償基本特約」と同じ)
	<p>【ご注意】悪性新生物(がん)と診断確定された場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。</p> <p>※同一の事故により複数の保険金支払事由に該当した場合は、いずれか1つの保険金として支払うものとし、重複してはお支払いできません。</p> <p>※この特約のいずれか1つの保険金をお支払いした場合には、同一保険期間中に上記①～③のいずれかの状態に該当したときでも保険金をお支払いできません。</p> <p>※継続契約において、保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内は、同一の保険金支払事由に該当しても保険金をお支払いできません。</p> <p>※「三大疾病のみ補償特約(三大疾病・重度傷害一時金用)」がセットされています。</p>	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます(「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。)

- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】

「総合先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療*1について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。

事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)

*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。

*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
- ・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	<p>死亡保険金</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)
	<p>後遺障害保険金</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の78%~100%をお支払いします。</p> <p>※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
	<p>入院保険金</p> <p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合</p> <p>▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。</p> <p>また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
	<p>手術保険金</p> <p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外科的手術等の医療処置(保険金がお支払いされるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
	<p>通院保険金</p> <p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合</p> <p>▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。</p> <p>また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により約款所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。</p> <p>*1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 等

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報のご説明)

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

マークのご説明	契約概要	保険商品の内容を ご理解いただくための事項	注意喚起情報	ご加入に際してお客様にとって 不利益になる事項等、 特にご注意いただきたい事項
---------	------	--------------------------	--------	---

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただきます。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)
●トラブル対策費用補償特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

契約概要

この保険での保険金額*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額*1の増額等はできません。

【団体長期障害所得補償】

団体長期障害所得補償基本特約の保険金額*1は、平均月間所得額*2以下(平均月間所得額*2の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください)。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*3×約定給付率とします。
*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*4の平均月額をいいます。
*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。
*4 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

契約概要

① 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

② 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

③ 保険料の一括払込みが必要な場合について

注意喚起情報

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「II-1告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります)。

7 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

注意喚起情報

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】 ★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

基本補償・特約	傷害補償	団体長期障害 医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 弁護士費用等
項目名				
生年月日	—	★	★	—
性別	—	★	★*1	—
職業・職務*2	☆*3	—	—	—
健康状態告知*4	—	★	★	—

※すべての補償について「他の保険契約等*5」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。

- *1 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。
- *2 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- *3 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。
- *4 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- *5 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確に、もれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者*6、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方が署名ください。

*6 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。)。

- a. 婚姻意思*7を有すること
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

[その他ご連絡いただきたい事項]

- すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 団体長期障害所得補償
保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます。
*2 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約される時

契約概要

注意喚起情報

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

- *1 解約日以降に請求することがあります。
- *2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

注意喚起情報

傷害補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎える時

契約概要

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]

団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。
*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*8から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*9。

- 責任開始日*8から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*10(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

- *8 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
- *9 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
- *10 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

注意喚起情報

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

注意喚起情報

[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

[がん補償]

保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

注意喚起情報

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

注意喚起情報

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが 付された事項が通知事項にあたらな場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③ 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするとご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
- ① この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
- ② 保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただけますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらに記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
- *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
- ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
- ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
- 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動火災保険（株）にご加入内容をご照会された場合
- 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
- 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
- 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
- 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。受付時間：平日 午前9時15分～午後5時（土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。）

<共同保険引受保険会社について>

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険（株）が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。医療補償、がん補償、介護補償については、東京海上日動単独のお引受となります。

日本製鉄株式会社の方が加入する場合は、東京海上日動火災保険（株）、三井住友海上火災保険（株）、あいおいニッセイ同和損害保険（株）、明治安田損害保険（株）、損害保険ジャパン（株）が引受保険会社となります。

日本製鉄グループの方が加入する場合は、東京海上日動火災保険（株）が引受保険会社となります。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款 および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
（東京海上日動安心110番） 0120-720-110

受付時間：24時間365日

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも事故受付センター（東京海上日動安心110番）へ

その他日本製鉄グループ福利厚生制度

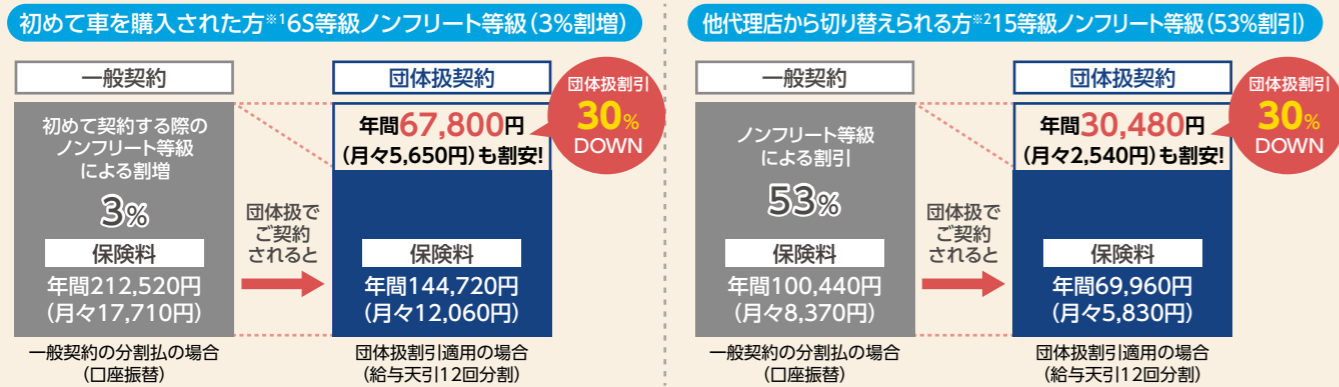
自動車保険

随時契約可

自動車事故による相手への賠償、搭乗者のケガや車両の損害を主に補償します。

特長

- 日本製鉄団体扱分割払の場合、一般契約の分割割増5%が不要な上、さらに**団体扱割引*30%**が適用となります。



●契約条件: アクア(型式:NHP10H 車両クラス5、対人クラス6、対物クラス6、傷害クラス9、自家用普通乗用車)を東京海上日動社のトータルアシスト自動車保険(総合自動車保険)で契約した場合(※1 21歳以上補償、※2 35歳以上補償・通勤・通学使用・記名被保険者の免許証の種類(色):ブルー) ●車両保険:205万円(一般条件、免責金額1回目0万円、2回目以降10万円) ●対人賠償・対物賠償:無制限 ●人身傷害:5,000万円(傷害一時費用保険金10万円) ●新車割引 ●弁護士費用等補償特約(自動車) ●事故有係数適用期間:0年 ●運転者本人・配偶者限定特約 ●初度登録年月:2021年7月 ●人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約 ●レンタカー費用等補償特約(事故時30日) 日額5,000円 ●ドライブエージェントパーソナル(DAP) ※2カメラ一体型ドラレコ 2023年6月1日時点

- ご家族の自動車も、**団体扱割引**で加入できます。

団体扱でご契約頂ける家族の範囲	契約者	配偶者	同居の家族	別居の扶養家族	別居の非扶養家族	左記以外
	○	○	○	○	×	×

- 保険の切替も可能です。

現在のノンフリート等級の継承 他社の保険会社、JA共済、全労済等を含みます。ただし、一部の共済を除きます。

- ご退職後も**団体扱割引**は継続可能です。

団体扱割引

30%適用 退職後も退職者団体扱にて継続可能

この日本製鉄グループ団体扱割引*は2023年10月1日～2024年9月30日までの始期契約に適用されます。なお、割引率は団体のご契約台数と損害率によって毎年見直されます。

保険期間

1年間

その他

▶最寄りの支店にご相談頂く以外に、ホームページからもお見積りできます。



上記は、自動車保険(団体扱)の概要についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また詳しい補償内容については各社の「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて代理店にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。「ご契約内容がご希望に沿っていること」、「保険料算出に関する事柄が正しいこと」などを確認させていただきますので、ご協力くださるようお願い申し上げます。団体扱の対象となる方の範囲(契約者・記名被保険者・車両所有者)や団体扱特約失効時の取扱いについては、代理店までお問い合わせください。*引受保険会社により表現が異なることがあります。

代理店	引受保険会社
日鉄保険サービス	東京海上日動火災保険・三井住友海上火災保険・あいおいニッセイ同和損害保険・損害保険ジャパン (注)日本製鉄(株)社員の方の損害保険ジャパンの新規契約はお取り扱いしておりません。

火災保険

随時契約可

住まいや家財を取り巻く火災や風災を始めとした様々なリスクに備えます。

特長

- 給与引去りでご契約いただけ、一般契約の分割割増5%が不要な上、さらに**団体扱割引10%**が適用となります。

一般契約の分割払保険料	団体扱契約の分割払保険料
毎月 990円 (年間計11,880円)	毎月 910円 (年間計10,920円)

【契約条件】[東京海上日動社のトータルアシスト住まいの保険(住まいの保険および地震保険)で契約した場合]
 保険の対象:家財 物件種別:専用住宅(共同住宅) 建物の所在地:東京都 建物の構造:マンション構造(コンクリート造建物) 補償内容:火災リスク、風災リスク、盗難・水濡れ等リスク、破損等リスクを補償します。支払限度額(保険金額)等/家財:500万円(5口)、家財破損等支払限度額30万円、高額貴金属等支払限度額100万円、免責金額:3万円(破損等リスクのみ5万円)/地震保険:250万円/個人賠償責任補償特約:国内外1億円(免責金額0円) 保険期間:1年 保険料分割払(12回払) 地震建築年割引10%(建築年月2019年5月) 2023年6月1日時点

- 払込んだ地震保険料の一定額が、その年の契約者の**所得から控除**されます。

対象契約	控除額	控除限度額
地震保険 ※火災保険の地震火災費用保険金等、地震損害に伴って生じる諸費用に対して支払われる費用保険金に係る保険料は控除対象外です。	払込保険料	控除額
	所得税	50,000円以下 払込保険料全額 50,000円超 50,000円
個人住民税	50,000円以下	払込保険料×1/2
	50,000円超	25,000円
所得税	50,000円	
個人住民税	25,000円	

- 地震保険の保険金は用途を限定していないため、「建物」「家財」の修理だけでなく、**被災後の当面の生活を支えることに活用**できます。

- ご退職後も大口**団体扱割引**は継続可能です。

大口団体扱割引

10%適用 退職後も退職者団体扱にて継続可能

※但し割引が適用になるのは東京海上日動火災保険(株)および三井住友海上火災保険(株)です。※地震保険契約にはこの割引を適用できません。この日本製鉄グループの大口団体扱割引は、2023年6月1日～2024年5月31日までの始期契約に適用され、また割引率は、団体の契約件数によって毎年見直されます。

保険期間

1年間

上記は、火災保険(団体扱)の概要についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また詳しい補償内容については各社の「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて代理店にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。団体扱の対象となる方の範囲(契約者・被保険者)や団体扱特約失効時の取扱いについては、代理店までお問い合わせください。保険期間が2年～5年の場合については代理店までお問い合わせください。

代理店	引受保険会社
日鉄保険サービス	東京海上日動火災保険・三井住友海上火災保険・あいおいニッセイ同和損害保険・損害保険ジャパン

はじめに

ケガや病気などの日常生活における様々なリスクに備えるための手段である保険には、大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。国が運営する公的保険は原則として強制加入である一方、保険会社が運営する民間保険は任意加入となります。民間保険は公的保険を補完する面もあることから、公的保険の保障内容を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

公的保険制度と民間保険

リスク	公的保険制度等	主な民間保険
ケガ・病気	公的医療保険 (健康保険/国民健康保険/後期高齢者医療制度・高額療養費制度・傷病手当金) 医療費助成制度 (子ども医療費助成制度、指定難病医療費助成制度等)	傷害保険 医療保険 がん保険等
(業務上・通勤途上のケガ・病気)	労災保険	労働災害総合保険等
老齢	公的年金(老齢年金)	個人年金保険等
死亡	公的年金(遺族年金)	死亡保険(終身・養老・定期)等
介護・認知症	公的年金(障害年金) 公的介護保険等	介護保険 認知症保険等
障害	公的年金(障害年金) 自立支援医療 障害福祉サービス	身体障がい保険 所得補償保険 就業不能保障保険等
失業	雇用保険	

※主な社会保険制度と民間保険を例示しており、すべての公的保険制度と民間保険を網羅したものではありません。
※公的保険の給付額は、例えばケガや病気にかかる治療内容、入院期間等に応じて決まります(一律ではありません)。
※毎月の医療費(自己負担分)には上限があります(後述の「高額療養費制度」ご参照)。

公的保険制度の解説

公的医療保険

健康保険/国民健康保険/後期高齢者医療制度

- 私たちやその家族が、病気やケガをした時に医療費の一部が軽減される制度です。
- 医療保険行為を受けた病院やクリニック等の医療機関で保険証を提示すると、医療費の自己負担額が原則1~3割になります。

【医療費の一部負担(自己負担)割合】

	一般・低所得者	現役並み所得者
75歳	1割負担	3割負担
70歳	2割負担 <small>※平成26年4月以降70歳になる者から</small>	
6歳 (義務教育 就学前)	3割負担	
	2割負担(自治体により異なる)	

高額療養費制度

● 医療機関等の窓口で支払う医療費が1か月(暦月:1日から末日まで)で上限額を超えた場合、年齢や所得に応じて、超過された部分が払い戻される制度です。

【例】70歳未満:年収約370万円~770万円の場合(3割負担)
100万円の医療費で、窓口の負担(3割)が30万円かかる場合

窓口負担 30万円 | 医療費 100万円

払い戻される高額療養費: 30万円-8万7,430円=21万2,570円

自己負担の上限額: 8万100円+(100万円-26万7,000円)×1%=8万7,430円

➡ 21万2,570円が高額療養費として払い戻され実際の自己負担額は8万7,430円となります。

傷病手当金

● 傷病手当金は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

● 国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者においても、傷病手当金の対象になる場合があります。なお、会社員の家族など扶養に入っている人は傷病手当金の対象外となります。

【支給される額】
支給されることとなった日から通算して1年6か月間、休業1日につき

支給開始月を含む直近の継続した12ヶ月間の標準報酬月額平均額 ÷ 30 × 2/3

被保険者期間が12ヶ月に満たない人は、
① 当該者の支給開始月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額平均額
② 当該者の属する保険者の前年度9月30日時点における全被保険者の標準報酬月額平均額のいずれか低い平均額÷30×2/3が支給額になります。

公的年金(老齢年金/障害年金/遺族年金)

老齢年金

- 高齢になったときに終身給付を受けることができる年金です。受給開始時期は60歳から70歳までの間で選択可能です。
- 65歳より早く受給を開始した場合(繰上げ受給)には、年金月額額は減額となる一方、65歳より後に受給を開始した場合(繰下げ受給)には、年金月額額は増額となります。

※令和4年4月1日から受給開始時期の上限が75歳に引き上げられます。

【公的年金の給付の種類】

	基礎年金	厚生年金
老齢	老齢基礎年金 <small>保険料を納めた期間などに応じた額</small>	老齢厚生年金 <small>保険料を納付した期間や賃金に応じた額</small>
障害	障害基礎年金 <small>障害等級に応じた額(子がいる場合には加算あり)</small>	障害厚生年金 <small>賃金や加入期間、障害等級に応じた額</small>
遺族	遺族基礎年金 <small>老齢基礎年金の満額に子の数に応じて加算した額</small>	遺族厚生年金 <small>なくなった方の老齢厚生年金の3/4の額</small>

障害年金

- 加入中、病気やけがなどによって障害の状態になったときに給付を受けられます。
- 「障害の状態」とは、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由などの障害だけでなく、長期療養が必要ながんや糖尿病、心疾患、呼吸器疾患などの内部疾患、または統合失調症などの精神の障害により、仕事や生活が著しく制限を受ける状態になったときなども含まれます。また、障害者手帳を持っていない場合でも、障害年金を受けることができます。

遺族年金

- 年金受給者や被保険者が亡くなったとき、亡くなった方の収入で生活していた配偶者や子どもなどが給付を受けられます。(子どもの年齢は原則18歳以下)

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の
公的保険ポータルはこちら

終身保障

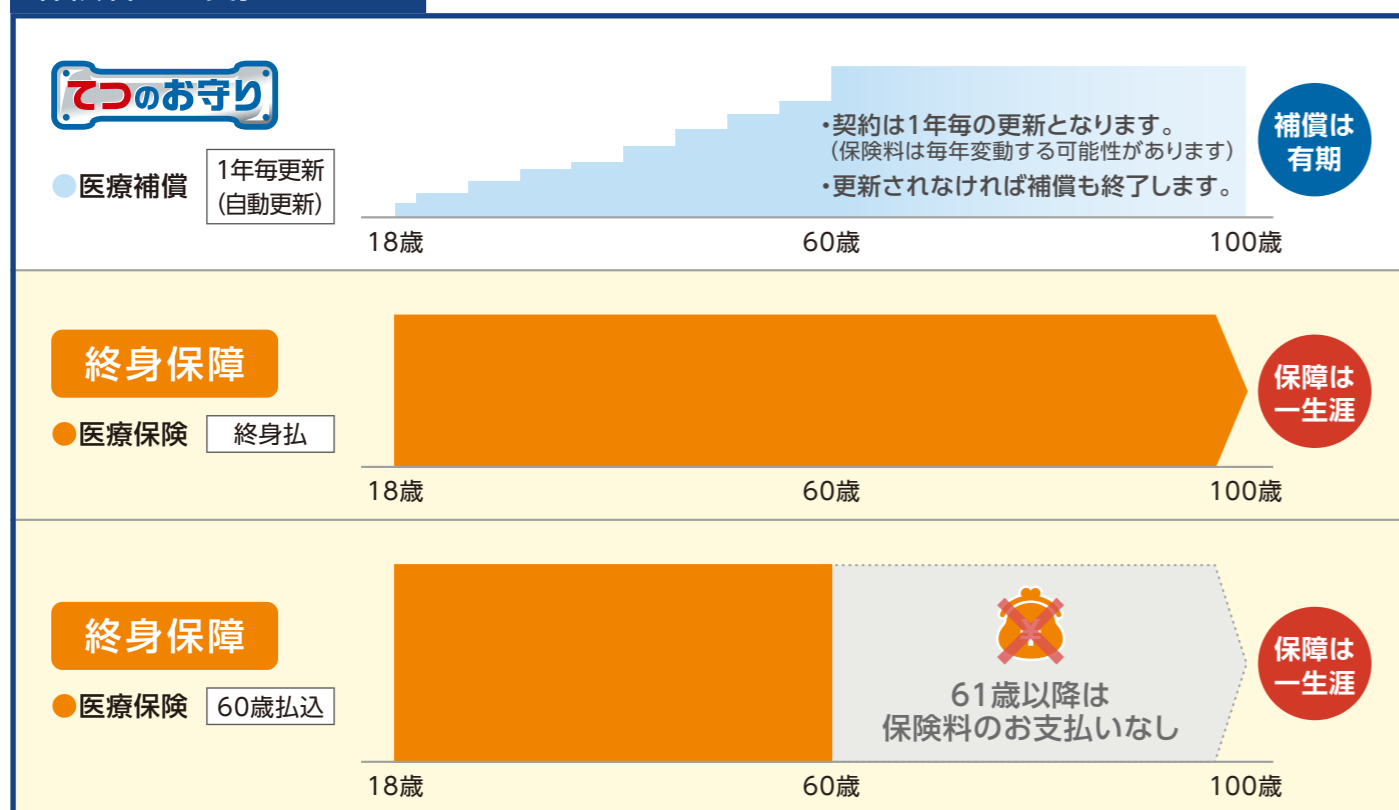


てつのお守りにプラスして
さらに安心の保障を備えませんか？

終身保障の医療保険・がん保険のご案内

“てつのお守り”の保険料はたいへんお財布にやさしいものとなっていますが、年齢と共に少しずつご負担額が増えていきます。そこで、てつのお守りと併せて**一生涯保険料の変わらない終身(生涯)保障**も検討してみませんか？

保険料のご負担イメージ



日鉄保険サービスは以下の保険会社商品を取り扱っておりますので、どうぞお気軽にご相談ください。

第三分野の推奨保険会社(「てつのお守り」以外)		なお、左記の保険会社に加えてお客様のご希望により、以下の保険会社の商品もご案内できます。
対象地区	本社・室蘭・釜石・君津・富津・名古屋・広畑・光・呉・周南・八幡・大分	
がん保険以外の推奨(医療保険、介護保険など)	● 東京海上日動あんしん生命保険株式会社	● 三井住友海上あいおい生命保険株式会社
がん保険の推奨	● アフラック生命保険株式会社	● アフラック生命保険株式会社

● アクサ生命保険株式会社
● SOMPOひまわり生命保険株式会社
● オリックス生命保険株式会社

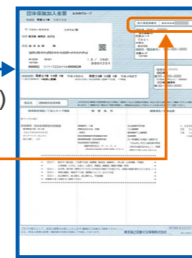
スマホで「てつのお守り」を持ち歩こう！ 2ステップでカンタン



マイページのご案内

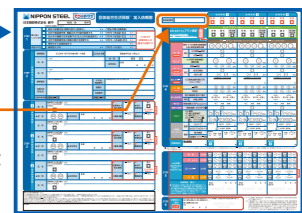
新規ご加入の方

「加入者票」→ (またはマイページハガキ) に記載の「証券番号」
を使用します!



既にご加入の方

「加入依頼書」に記載の「前年証券番号」
を使用しご登録いただいでおくことで、更新後契約がマイページ上に自動表示されます。
※昨年ご登録いただいた方は、改めてのご登録は不要です。
※加入内容に住所の登録がない場合ご登録ができませんのでご注意ください。
※加入者の氏名カナ、住所、生年月日が更新後から変更となる場合は自動表示されません。



2ステップでカンタン登録

STEP 1 アプリをインストール

- マイページアプリのwebサイトに、スマートフォンからアクセス。
webサイトのリンクから、アプリをインストール
● iPhoneの方 (Download on the App Store)
● Androidの方 (GET IT ON Google Play)
※直接App StoreまたはGoogle Playから「東京海上日動マイページ」と検索してインストールすることもできます。
※App StoreはApple Inc.の商標です。Google PlayはGoogle LLCの商標です。

STEP 2 登録・ログイン・設定方法

- アプリを起動し、「新規登録」をタップしてください。
「招待コードをお持ちでない方はこちら」をタップしてください。
- 「証券番号(加入者証券番号)」と「姓名(カナ)」を入力し、利用規約に同意のうえ「確認コードの送信に進む」をタップしてください。
- 電話番号を選択し、「SMSに確認コードを送信する」をタップするとご契約の携帯電話にSMSが届きます。届いた確認コードを入力してください。
※電話番号のご登録がない場合は、電話番号を入力してSMSをお受け取りください。
- 「マイページID(メールアドレス)」と「パスワード」を入力し、「マイページを登録する」をタップすると、ID登録が完了します。
- 各種設定を行えば登録完了です。
● ログイン方式の設定
● お客様の電話番号登録
● 通知設定

これで、いつでも「てつのお守り」を確認できます!

便利な機能

ご加入状況のご確認
ホーム画面のカードから補償内容をいつでも確認できます。
※加入者の氏名カナ、住所、生年月日が一致している契約のみ自動表示されます。

事故の連絡・保険金請求
ホーム画面の「事故・請求」をタップすればいつでも請求連絡ができます

自動車保険等も確認できるよ!

スマホにお守りを!

事故のご連絡も「マイページ」から!

操作に関するお問い合わせは：マイページ操作ヘルプデスク

0120-870-161 受付時間：午前9時～午後5時(平日のみ)

東京海上日動火災保険株式会社
www.tokiomarine-nichido.co.jp/

事故の際のお手続きについて

保険金請求手続きは簡単です。

- 1 保険の対象となる身体障害や就業障害が発生した場合、事故が発生した場合は事故の日時、場所、被害者名、事故状況等を直ちに(介護補償については遅滞なく、収入サポート(団体長期障害所得補償)、医療補償、がん補償等については30日以内に)取扱代理店または幹事保険会社にご通知ください。
- 2 傷害事故の入院・通院のご請求の際は、所定の書類のご提出が必要となります。(入通院の確認のため診察券等のコピー、領収証コピー、診断書等)
- 3 傷害事故の保険金は、労災保険・健康保険・第三者からの賠償金などとは関係なくお支払いいたします。

傷害についてのご注意

- お支払いの対象となる「ケガ」とは「**急激**」かつ「**偶然**」な「**外来**」の事故により被ったものをいいます。したがって次のようなものは対象とはなりません。しもやけ、野球肩、テニス肘、くつずれ、椎間板ヘルニアによる腰痛など。
- 入・通院保険金の支払いを受けられる期間中**新たに他の傷害を被ったとしても**、重複しては入・通院保険金は支払われません。

賠償事故についてのご注意

- 賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときはあらかじめ幹事保険会社にご相談ください。示談交渉サービスについては国内の事故に限ります。(個人賠償責任補償特約)

病気・けが・事故等のご報告をする場合

マイページアプリ



電話

事故受付センター
(東京海上日動安心110番)

0120-720-110
(24時間受付可能)

Web

記載の二次元コードを読み取り各項目についてご入力ください。(24時間受付可能)



※当社で他契約(生命保険等)をご契約中のお客様は、ご請求漏れ防止の観点から、下に記載の日鉄保険サービスへご連絡ください。

契約内容の変更・ご不明点のご連絡をする場合

日鉄保険サービスのHP
「お問い合わせフォーム」より、
ご連絡ください。

お問い合わせフォーム

記載の二次元コードを読み取り
ご用件をお申し付けください。
(24時間受付可能)



事故が発生したときのご注意

事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、収入サポート(団体長期障害所得補償)、医療補償、がん補償等については30日以内に)日鉄保険サービスまたは東京海上日動にご連絡ください。

必ずお読みください

団体総合生活保険の
2023年10月1日以降始期契約のご加入者様

2023年10月
東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2023年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくごお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただけますようお願い申し上げます。

敬具

■ 主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償					変更する補償	概要
①	②	③	④	⑤	改定項目	概要
○					① 団体長期障害所得補償 (GLTD)	直近の保険金のお支払実績等を踏まえ、介護補償の保険料を改定します。
	○				② 医療補償	保険金のお支払実績を踏まえたより適切なアンダーライティング、告知対象疾病の簡素化等の観点から、介護補償の健康状態告知書を改定します。
		○			③ がん補償	現在は「年金払介護補償特約」をセットしている場合のみ提供している「認知症アシスト」について、「介護補償基本特約」がセットされていれば、「年金払介護補償特約」をセットしていない場合も対象といたします。
			○		④ 介護補償	約款上「保険の対象に含まない物」としている「携帯式通信機器」および「携帯式電子事務機器」について、該当する機器が分かりづらいとの声を踏まえ、機器を限定列挙する方式に変更します。また、分かりやすさの観点から、仕様(自発的通信機能の有無)により補償対象か否かが異なっている機器について、取扱いを統一します。取扱いを統一する主な機器は以下のとおりです。 ●補償対象とする機器: デジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機 ●補償対象外とする機器(*1): ハンディターミナル、POS端末、音声翻訳機 <対象特約> 携行品特約、住宅内生活用動産特約、個人賠償責任補償特約、個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約、携行品特約の一部変更に関する特約(*2)、住宅外等追加補償特約(*2) (*1) 携行品特約、住宅内生活用動産特約、個人賠償責任補償特約については、従来より補償対象外です。 (*2) タブレット端末については、従来と同様、自発的通信機能を有しない場合のみ補償対象となります。
				○	⑤ 賠償・財産・費用に関する補償	「携行品特約」等における約款文言の明確化および保険の対象となる物の改定
				○	「携行品特約」等における免責事由(保険金をお支払いしない場合)の改定	「保険金をお支払いしない場合」として規定している「土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害」に、「土地の振動等によって生じた損害」を追加します。 <対象特約> 携行品特約、住宅内生活用動産特約、個人賠償責任補償特約
				○	「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」における「ストーカー行為」「嫌がらせ」の規定改定	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が改正され、規制対象となる行為に「拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送る行為」や「GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得」等が追加されたことを踏まえ、約款上の「ストーカー行為」の定義に改正内容を反映する等の約款改定を行います。
○	○	○			「がん」の診断確定に関する規定の明確化	「がん」の診断確定について、現在は病理組織学的所見が得られない場合のみその他の所見による診断確定を認める旨規定していますが、細胞学的検査等その他の検査による診断確定が一般的ながんもあるため、合理的な理由がある場合はその他の所見による診断確定も認めることを約款上明確化します。 <対象特約> がん補償基本特約、医療補償基本特約・三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)、団体長期障害所得補償基本特約・治療と仕事の両立支援特約(三大疾病用)

このご案内は、2023年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

この保険は、日本製鉄株式会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本製鉄株式会社が有します。

<ご注意>

現在ご加入の方につきましては、別途ご案内の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

<お問い合わせ先(取扱代理店)> 営業時間(平日10:00~16:00(土・日・祝日定休))

箇所名	郵便番号	住所	電話番号	FAX
日鉄保険サービス 本社	101-0063	千代田区神田淡路町2-6 神田淡路町二丁目ビル8F	0120-953-421	03-5209-3773
日鉄保険サービス 室蘭支店	050-0084	室蘭市みゆき町2-13-1 2F	0120-570-046	0143-41-2540
日鉄保険サービス 釜石支店	026-0031	釜石市鈴子町23-15 北日本製鉄所釜石地区本事務所2F	0120-627-004	0193-22-5574
日鉄保険サービス 直江津営業所	942-0011	上越市港町2-12-1	0120-628-013	025-542-0851
日鉄保険サービス 鹿島支店	314-0014	鹿嶋市大字光3	0120-029-981	0299-90-3028
日鉄保険サービス 君津支店	292-0835	木更津市築地1-1 東日本製鉄所君津地区ビジネスセンター103号室	0120-048-688	0438-80-2483
日鉄保険サービス 名古屋支店	476-0015	東海市東海町4-70-1 名古屋製鉄所多目的センター内	0120-235-855	052-604-3066
日鉄保険サービス 大阪支店	541-0043	大阪市中央区高麗橋4-5-2 高麗橋ウエストビル5F	0120-292-328	06-4708-4847
日鉄保険サービス 和歌山支店	640-8424	和歌山市松江西1-1-40	0120-531-254	073-451-0334
日鉄保険サービス 姫路支店	671-1116	姫路市広畑区正門通4-10	0120-030-760	079-236-9523
日鉄保険サービス 光支店	743-0063	光市島田2-1-1	0120-718-025	0833-72-2965
日鉄保険サービス 呉営業所	737-0027	呉市昭和町11-1	0823-22-5702	0823-32-0895
日鉄保険サービス 周南営業所	746-0023	周南市野村南町4976番地	0120-721-066	0834-64-4535
日鉄保険サービス 八幡支店	804-0001	北九州市戸畑区飛幡町2-2 飛幡ビル1F	0120-319-182	093-884-0606
日鉄保険サービス 大分支店	870-0902	大分市大字西ノ洲1番地 九州製鉄所大分地区管理センター1F	0120-960-439	097-558-1601

お問い合わせ・資料のご請求・
個別相談のご予約はこちら



てつのお守りの試算はこちら



引受保険会社

団体総合生活保険TM

●東京海上日動火災保険株式会社(幹事)

担当課:本店営業第一部 営業第三課 〒100-8107 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 TEL. 03-3213-4198

●三井住友海上火災保険株式会社 ●あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ●損害保険ジャパン株式会社 ●明治安田損害保険株式会社

医療補償360日730日タイプ保険料表

旧制度の補償となります。(基本補償360日タイプ 月額保険料:本ページP.1～、730日タイプ:P.3～)
補償の詳細は「総合パンフレット(D-5)」P.32をご確認ください。
ご希望に応じて以下の通りご対応をお願いいたします。

現在の補償内容で継続する場合

加入依頼書の提出は不要です。自動継続となります。保険料は本保険料表の通り、年齢別の保険料(団体契約の始期時点の年齢をいいます。)となるためご確認くださいませようをお願いいたします。

補償を増額したい場合

旧制度での補償の増額はできません。てつのお守りパンフレットより新制度へのご加入をお願いいたします。変更内容を記載した加入依頼書をご提出ください。

補償を減額したい場合

旧制度での補償の減額が可能です。本保険料表のタイプよりご選択いただくもしくはタイプ表に記載のない口数をご希望の場合はお近くの日鉄保険サービスへお問い合わせの上、変更内容を記載した加入依頼書をご提出ください。

基本補償 360日タイプ 月額保険料

基本補償	疾病入院支払限度日数*1:360日 (免責日数0日)	3口	3口	3口	3口	3口	
オプション	疾病退院後通院保険金 (90日限度)	0口	0口	1口	1口	2口	
	三大疾病・重度傷害一時金 (三大疾病のみ)	無	有	無	有	無	
被保険者年齢	5歳～9歳	2014.1.2～2019.1.1生	160円	310円	170円	320円	180円
	10歳～14歳	2009.1.2～2014.1.1生	160円	310円	170円	320円	180円
	15歳～19歳	2004.1.2～2009.1.1生	190円	340円	200円	350円	210円
	20歳～24歳	1999.1.2～2004.1.1生	250円	400円	260円	410円	270円
	25歳～29歳	1994.1.2～1999.1.1生	250円	400円	260円	410円	270円
	30歳～34歳	1989.1.2～1994.1.1生	280円	430円	300円	450円	320円
	35歳～39歳	1984.1.2～1989.1.1生	310円	540円	330円	560円	350円
	40歳～44歳	1979.1.2～1984.1.1生	340円	710円	360円	730円	380円
	45歳～49歳	1974.1.2～1979.1.1生	460円	1,080円	490円	1,110円	520円
	50歳～54歳	1969.1.2～1974.1.1生	580円	1,620円	620円	1,660円	660円
	55歳～59歳	1964.1.2～1969.1.1生	790円	2,240円	860円	2,310円	930円
	60歳～64歳	1959.1.2～1964.1.1生	1,420円	3,950円	1,560円	4,090円	1,700円
	65歳～69歳	1954.1.2～1959.1.1生					
70歳～74歳	1949.1.2～1954.1.1生						
75歳～79歳	1944.1.2～1949.1.1生						

基本補償	疾病入院支払限度日数*1:360日 (免責日数0日)	3口	3口	4口	5口	5口	
オプション	疾病退院後通院保険金 (90日限度)	2口	3口	2口	0口	0口	
	三大疾病・重度傷害一時金 (三大疾病のみ)	有	無	無	無	有	
被保険者年齢	5歳～9歳	2014.1.2～2019.1.1生	330円	190円	220円	240円	390円
	10歳～14歳	2009.1.2～2014.1.1生	330円	190円	220円	240円	390円
	15歳～19歳	2004.1.2～2009.1.1生	360円	220円	260円	290円	440円
	20歳～24歳	1999.1.2～2004.1.1生	420円	280円	340円	390円	540円
	25歳～29歳	1994.1.2～1999.1.1生	420円	280円	340円	390円	540円
	30歳～34歳	1989.1.2～1994.1.1生	470円	340円	400円	440円	590円
	35歳～39歳	1984.1.2～1989.1.1生	580円	370円	440円	490円	720円
	40歳～44歳	1979.1.2～1984.1.1生	750円	400円	480円	540円	910円
	45歳～49歳	1974.1.2～1979.1.1生	1,140円	550円	660円	740円	1,360円
	50歳～54歳	1969.1.2～1974.1.1生	1,700円	700円	840円	940円	1,980円
	55歳～59歳	1964.1.2～1969.1.1生	2,380円	1,000円	1,180円	1,290円	2,740円
	60歳～64歳	1959.1.2～1964.1.1生	4,230円	1,840円	2,160円	2,340円	4,870円
	65歳～69歳	1954.1.2～1959.1.1生					
70歳～74歳	1949.1.2～1954.1.1生						
75歳～79歳	1944.1.2～1949.1.1生						

基本補償	疾病入院支払限度日数*1:360日 (免責日数0日)	5口	5口	10口	10口	
オプション	疾病退院後通院保険金 (90日限度)	3口	5口	0口	10口	
	三大疾病・重度傷害一時金 (三大疾病のみ)	無	無	無	無	
被保険者年齢	5歳～9歳	2014.1.2～2019.1.1生	270円	290円	440円	540円
	10歳～14歳	2009.1.2～2014.1.1生	270円	290円	440円	540円
	15歳～19歳	2004.1.2～2009.1.1生	320円	340円	540円	640円
	20歳～24歳	1999.1.2～2004.1.1生	420円	440円	740円	840円
	25歳～29歳	1994.1.2～1999.1.1生	420円	440円	740円	840円
	30歳～34歳	1989.1.2～1994.1.1生	500円	540円	840円	1,040円
	35歳～39歳	1984.1.2～1989.1.1生	550円	590円	940円	1,140円
	40歳～44歳	1979.1.2～1984.1.1生	600円	640円	1,040円	1,240円
	45歳～49歳	1974.1.2～1979.1.1生	830円	890円	1,440円	1,740円
	50歳～54歳	1969.1.2～1974.1.1生	1,060円	1,140円	1,840円	2,240円
	55歳～59歳	1964.1.2～1969.1.1生	1,500円	1,640円	2,540円	3,240円
	60歳～64歳	1959.1.2～1964.1.1生	2,760円	3,040円	4,640円	6,040円
	65歳～69歳	1954.1.2～1959.1.1生				
70歳～74歳	1949.1.2～1954.1.1生					
75歳～79歳	1944.1.2～1949.1.1生					

基本補償 730日タイプ 月額保険料

基本補償	疾病入院支払限度日数*1:730日 (免責日数0日)	3口	3口	3口	3口	3口	
オプション	疾病退院後通院保険金 (90日限度)	0口	0口	1口	1口	3口	
	三大疾病・重度傷害一時金 (三大疾病のみ)	無	有	無	有	無	
被保険者年齢	5歳～9歳	2014.1.2～2019.1.1生	160円	310円	170円	320円	190円
	10歳～14歳	2009.1.2～2014.1.1生	160円	310円	170円	320円	190円
	15歳～19歳	2004.1.2～2009.1.1生	190円	340円	200円	350円	220円
	20歳～24歳	1999.1.2～2004.1.1生	250円	400円	260円	410円	280円
	25歳～29歳	1994.1.2～1999.1.1生	250円	400円	260円	410円	280円
	30歳～34歳	1989.1.2～1994.1.1生	280円	430円	300円	450円	340円
	35歳～39歳	1984.1.2～1989.1.1生	310円	540円	330円	560円	370円
	40歳～44歳	1979.1.2～1984.1.1生	370円	740円	390円	760円	430円
	45歳～49歳	1974.1.2～1979.1.1生	490円	1,110円	520円	1,140円	580円
	50歳～54歳	1969.1.2～1974.1.1生	610円	1,650円	650円	1,690円	730円
	55歳～59歳	1964.1.2～1969.1.1生	850円	2,300円	920円	2,370円	1,060円
	60歳～64歳	1959.1.2～1964.1.1生	1,510円	4,040円	1,650円	4,180円	1,930円
	65歳～69歳	1954.1.2～1959.1.1生					
	70歳～74歳	1949.1.2～1954.1.1生					
75歳～79歳	1944.1.2～1949.1.1生						

基本補償	疾病入院支払限度日数*1:730日 (免責日数0日)	3口	4口	4口	5口	5口	
オプション	疾病退院後通院保険金 (90日限度)	3口	0口	3口	0口	0口	
	三大疾病・重度傷害一時金 (三大疾病のみ)	有	無	有	無	有	
被保険者年齢	5歳～9歳	2014.1.2～2019.1.1生	340円	200円	380円	240円	390円
	10歳～14歳	2009.1.2～2014.1.1生	340円	200円	380円	240円	390円
	15歳～19歳	2004.1.2～2009.1.1生	370円	240円	420円	290円	440円
	20歳～24歳	1999.1.2～2004.1.1生	430円	320円	500円	390円	540円
	25歳～29歳	1994.1.2～1999.1.1生	430円	320円	500円	390円	540円
	30歳～34歳	1989.1.2～1994.1.1生	490円	360円	570円	440円	590円
	35歳～39歳	1984.1.2～1989.1.1生	600円	400円	690円	490円	720円
	40歳～44歳	1979.1.2～1984.1.1生	800円	480円	910円	590円	960円
	45歳～49歳	1974.1.2～1979.1.1生	1,200円	640円	1,350円	790円	1,410円
	50歳～54歳	1969.1.2～1974.1.1生	1,770円	800円	1,960円	990円	2,030円
	55歳～59歳	1964.1.2～1969.1.1生	2,510円	1,120円	2,780円	1,390円	2,840円
	60歳～64歳	1959.1.2～1964.1.1生	4,460円	2,000円	4,950円	2,490円	5,020円
	65歳～69歳	1954.1.2～1959.1.1生					
	70歳～74歳	1949.1.2～1954.1.1生					
75歳～79歳	1944.1.2～1949.1.1生						

基本補償	疾病入院支払限度日数*1:730日 (免責日数0日)	5口	5口	5口	5口	5口	
オプション	疾病退院後通院保険金 (90日限度)	1口	2口	3口	5口	5口	
	三大疾病・重度傷害一時金 (三大疾病のみ)	有	無	無	無	有	
被保険者年齢	5歳～9歳	2014.1.2～2019.1.1生	400円	260円	270円	290円	440円
	10歳～14歳	2009.1.2～2014.1.1生	400円	260円	270円	290円	440円
	15歳～19歳	2004.1.2～2009.1.1生	450円	310円	320円	340円	490円
	20歳～24歳	1999.1.2～2004.1.1生	550円	410円	420円	440円	590円
	25歳～29歳	1994.1.2～1999.1.1生	550円	410円	420円	440円	590円
	30歳～34歳	1989.1.2～1994.1.1生	610円	480円	500円	540円	690円
	35歳～39歳	1984.1.2～1989.1.1生	740円	530円	550円	590円	820円
	40歳～44歳	1979.1.2～1984.1.1生	980円	630円	650円	690円	1,060円
	45歳～49歳	1974.1.2～1979.1.1生	1,440円	850円	880円	940円	1,560円
	50歳～54歳	1969.1.2～1974.1.1生	2,070円	1,070円	1,110円	1,190円	2,230円
	55歳～59歳	1964.1.2～1969.1.1生	2,910円	1,530円	1,600円	1,740円	3,190円
	60歳～64歳	1959.1.2～1964.1.1生	5,160円	2,770円	2,910円	3,190円	5,720円
	65歳～69歳	1954.1.2～1959.1.1生					
	70歳～74歳	1949.1.2～1954.1.1生					
75歳～79歳	1944.1.2～1949.1.1生						

基本補償	疾病入院支払限度日数*1:730日 (免責日数0日)	7口	10口	10口	10口	
オプション	疾病退院後通院保険金 (90日限度)	5口	0口	10口	10口	
	三大疾病・重度傷害一時金 (三大疾病のみ)	無	無	無	有	
被保険者年齢	5歳～9歳	2014.1.2～2019.1.1生	370円	440円	540円	690円
	10歳～14歳	2009.1.2～2014.1.1生	370円	440円	540円	690円
	15歳～19歳	2004.1.2～2009.1.1生	440円	540円	640円	790円
	20歳～24歳	1999.1.2～2004.1.1生	580円	740円	840円	990円
	25歳～29歳	1994.1.2～1999.1.1生	580円	740円	840円	990円
	30歳～34歳	1989.1.2～1994.1.1生	700円	840円	1,040円	1,190円
	35歳～39歳	1984.1.2～1989.1.1生	770円	940円	1,140円	1,370円
	40歳～44歳	1979.1.2～1984.1.1生	910円	1,140円	1,340円	1,710円
	45歳～49歳	1974.1.2～1979.1.1生	1,240円	1,540円	1,840円	2,460円
	50歳～54歳	1969.1.2～1974.1.1生	1,570円	1,940円	2,340円	3,380円
	55歳～59歳	1964.1.2～1969.1.1生	2,280円	2,740円	3,440円	4,890円
	60歳～64歳	1959.1.2～1964.1.1生	4,170円	4,940円	6,340円	8,870円
	65歳～69歳	1954.1.2～1959.1.1生				
	70歳～74歳	1949.1.2～1954.1.1生				
75歳～79歳	1944.1.2～1949.1.1生					

*1 1回の入院について、疾病入院支払限度日数を限度とします。「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
 ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
 ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

医療補償Dタイプ保険料表

旧制度の補償となります。

補償の詳細は「総合パンフレット(D-5)」P.31をご確認ください。

ご希望に応じて以下の通りご対応をお願いいたします。

現在の補償内容で継続する場合

加入依頼書の提出は不要です。自動継続となります。保険料は本保険料表の通り、年齢別の保険料(団体契約の始期時点の年齢をいいます。)となるためご確認くださいませようをお願いいたします。

補償を増額したい場合

旧制度での補償の増額はできません。てつのお守りパンフレットより新制度へのご加入をお願いいたします。変更内容を記載した加入依頼書をご提出ください。

補償を減額したい場合

旧制度での補償の減額が可能です。変更内容を記載した加入依頼書をご提出ください。

▶Dタイプ 月額保険料(1口あたり)

被保険者年齢		月額保険料(1口)
5歳～9歳	2014.1.2～2019.1.1生	70円
10歳～14歳	2009.1.2～2014.1.1生	70円
15歳～19歳	2004.1.2～2009.1.1生	70円
20歳～24歳	1999.1.2～2004.1.1生	80円
25歳～29歳	1994.1.2～1999.1.1生	70円
30歳～34歳	1989.1.2～1994.1.1生	80円
35歳～39歳	1984.1.2～1989.1.1生	90円
40歳～44歳	1979.1.2～1984.1.1生	120円
45歳～49歳	1974.1.2～1979.1.1生	170円
50歳～54歳	1969.1.2～1974.1.1生	210円
55歳～59歳	1964.1.2～1969.1.1生	280円
60歳～64歳	1959.1.2～1964.1.1生	500円
65歳～69歳	1954.1.2～1959.1.1生	
70歳～74歳	1949.1.2～1954.1.1生	
75歳～79歳	1944.1.2～1949.1.1生	

医療補償7000円15000円タイプ保険料表

医療補償7000円15000円タイプは、過去からご継続いただいているお客様専用タイプです。
総合パンフレットには補償内容・保険料等を記載しておりませんので、以下の表にてご確認ください。
(補償のあらし・重要事項説明書等はパンフレットをご確認ください。)

▶ 補償内容			日額15,000円 コース	日額7,000円 コース
医療 基本補償	病気ケガで入院したら	1回の入院につき730日限度	15,000円/日	7,000円/日
	病気ケガで手術したら	重大手術	60万	28万
		入院中	15万	7万
		入院中以外(外来)	7.5万	3.5万
	病気ケガで放射線治療を受けたら(放射線治療保険金)		15万	7万
	病気ケガで先進医療を受けたら (総合先進医療保険金)	技術料と同額	1,000万円限度	1,000万円限度
		一時金	10万円	10万円
病気ケガで入院し、退院後通院したら(退院後通院保険金)		10,000円/日	7,000円/日	

▶ 保険料

被保険者年齢		基本補償	
		病気・ケガによる入院・退院後通院・先進医療	
		日額15,000円コース	日額7,000円コース
0歳～4歳	2019.1.2～	1,580円	810円
5歳～9歳	2014.1.2～2019.1.1生	1,320円	690円
10歳～14歳	2009.1.2～2014.1.1生	1,260円	660円
15歳～19歳	2004.1.2～2009.1.1生	1,400円	720円
20歳～24歳	1999.1.2～2004.1.1生	1,780円	910円
25歳～29歳	1994.1.2～1999.1.1生	1,870円	960円
30歳～34歳	1989.1.2～1994.1.1生	1,990円	1,020円
35歳～39歳	1984.1.2～1989.1.1生	2,090円	1,080円
40歳～44歳	1979.1.2～1984.1.1生	2,410円	1,230円
45歳～49歳	1974.1.2～1979.1.1生	3,150円	1,600円
50歳～54歳	1969.1.2～1974.1.1生	3,850円	1,960円
55歳～59歳	1964.1.2～1969.1.1生	5,290円	2,680円
60歳～99歳	1924.1.2～1964.1.1生	9,310円	4,720円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日2024年1月1日時点の年齢)によって異なります。

ホールインワン100万円タイプ保険料表

ホールインワン100万円タイプは、過去からご継続いただいているお客様専用タイプです。
総合パンフレットには補償内容・保険料等を記載しておりませんので、以下の表にてご確認ください。
(補償のあらまし・重要事項説明書等はパンフレットをご確認ください。)

▶ 保険料

golfer	本人型	夫婦型
ホールインワン	100万円	100万円
月額保険料	670円	1,000円